平成 2 8 年 第 1 回 定 例 会

# 埼玉西部消防組合議会会議録

目 次

○招集告示 ○応招・不				······································
		議	事	
月 日	曜日	議	事	
2月10日	(水)			
○議事	日程			3
○開会	及び開議の宣告(	午後1時34分)		
○議事	日程の報告			7
				7
				8
				8
				8
				8
,				1 0
- /	_,.			1 1
○休	憩(午後1時5	1分)		
○再	開(午後1時5	2分)		
○議事	進行			1 3
○議事	進行			1 3
○議事	進行			1 4
○議事	進行			1 5
○休	憩(午後2時0	4分)		
○休憩	中における退場議	<b>員</b> ········		1 6
○再	開(午後3時1	6分)		
○議会	運営委員会委員長	報告		1 7

○議事日	1程の追加·······	1 7
○猪股諱	<b>養員の辞職の件</b>	1 7
○管理者	<b>斉提出議案の上程(議案第1号)</b>	1 8
○提案理	里由の説明	1 8
藤	本 管理者	
○質	疑	1 9
○討	<b>論</b> ·····	1 9
○採	決	1 9
○管理者	・ 提出議案の一括議題(議案第2号~議案第7号)	1 9
○提案理	里由の説明	1 9
藤	宮 消防長	
○質	疑	2 2
○討	<b>論</b> ·····	2 3
○採	决·····	2 3
○管理者	音提出議案の一括議題(議案第8号~議案第13号)	2 3
○提案理	里由の説明	2 3
藤	宮 消防長	
○質	疑	2 8
○討	論······	2 8
○採	决·····	2 8
○会議時	<b>特間の延長</b>	2 8
○管理者	・ 提出議案の上程(議案第14号) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 9
○提案理	里由の説明	2 9
藤	宮 消防長	
○質	疑	3 C
○討	論······	3 C
○採	决·····	3 0
○管理者	f提出議案の上程(議案第15号)	3 0
○提案理	里由の説明	3 C
藤	宮 消防長	
○質	疑·······	3 1
○討	論······	3 1
○採	決	3 1

○管理者提出議案の上程(議案第16号) 3 1
〇提案理由の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
藤宮消防長
○質 疑
3番 西 沢 一 郎 議員34
○討 論····································
○採 決
○休 憩(午後4時28分)
〇再 開(午後4時41分)
○一般質問
○議事進行
○議事進行
○議事進行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41
○休 憩(午後4時53分)
〇再 開(午後5時04分)
○議事進行
○一般質問(続き)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
1番 平 井 明 美 議員42
○休 憩(午後5時18分)
〇再 開(午後5時18分)
○一般質問(続き) … 4 7
1番 平 井 明 美 議員47
○休 憩(午後5時30分)
〇再 開(午後5時30分)
○一般質問(続き)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1番 平 井 明 美 議員
5番 加賀谷 勉 議員
○休 憩(午後5時52分)

○	
○発言の取り消し	9
○一般質問(続き)・・・・・・・・・・・・5	9
13番 永 澤 美恵子 議員5	9
○議事日程の追加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
○休 憩(午後6時25分)	
○再 開(午後6時26分)	
○管理者提出議案の上程(議案第17号)6	4
○提案理由の説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
藤宮消防長	
○質 疑6	4
○計 論····································	5
○採 決	5
○管理者挨拶	5
○閉 会(午後6時31分)	

## 〇 招 集 告 示

埼玉西部消防組合告示第16号

平成28年第1回埼玉西部消防組合議会定例会を次のように招集する。

平成28年2月1日

埼玉西部消防組合

管理者 藤本正人

記

1 期 日 平成28年2月10日

2 場 所 埼玉西部消防局 講堂

## 〇応招・不応招議員

## 平成28年第1回定例会

## 応招議員

1番	平 井	明 美	議員	2番	赤	Ш	洋	$\equiv$	議員
3番	西 沢	一郎	議員	4番	新	良	守	克	議員
5番	加賀谷	勉	議員	6番	猪	股	嘉	直	議員
7番	石 井	幸良	議員	8番	齋	藤	忠	芳	議員
9番	中	毅 志	議員	10番	青	木	利	幸	議員
11番	杉 田	忠 彦	議員	12番	杉	Щ	捷	治	議員
13番	永 澤	美恵子	議員	14番	近	藤	常	雄	議員
15番	砂 長	恒 夫	議員	16番	野	田	直	人	議員

## 不応招議員

なし

平成 2 8 年 第 1 回 定 例 会

# 埼玉西部消防組合議会会議録1号

#### 平成28年2月10日(水曜日)

#### 第1日 議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 議事日程の報告
- 4 議会運営委員会委員長報告
- 5 議会運営委員の補欠選任について
- 6 会議録署名議員の指名
- 7 会期の決定
- 8 諸般の報告
- 9 管理者提出議案の上程(議案第1号)
- 10 管理者提出議案の一括議題(議案第2号~議案第7号)
- 11 管理者提出議案の一括議題(議案第8号~議案第13号)
- 12 管理者提出議案の上程(議案第14号)
- 13 管理者提出議案の上程(議案第15号)
- 14 管理者提出議案の上程(議案第16号)
- 15 一般質問
- 16 議事日程の追加
- 17 管理者提出議案の上程(議案第17号)
- 18 管理者挨拶
- 19 閉 会

## 本日の出席議員 16名

1番	平	井	明	美	議員		2番	赤	Ш	洋	_	議員
3番	西	沢	_	郎	議員		4番	新	良	守	克	議員
5番	加到	賀谷		勉	議員		6番	猪	股	嘉	直	議員
7番	石	井	幸	良	議員		8番	齌	藤	忠	芳	議員
9番	中		毅	志	議員	1	0番	青	木	利	幸	議員
11番	杉	田	忠	彦	議員	1	2番	杉	Щ	捷	治	議員
13番	永	澤	美惠	!	議員	1	4番	近	藤	常	雄	議員
15番	砂	長	恒	夫	議員	1	6番	野	田	直	人	議員

欠席議員 なし

## 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

藤	本	正	人	管 理	者	田	中	龍	夫	副	管	理	者
大久	、保		勝	副管理	者	小名	多野		剛	副	管	理	者
谷ケ	- 﨑	照	雄	副管理	者	藤	宮	直	樹	消	ß	方	長
田	島	義	康	消 防 企画総務部	局羽長	植	野		豊	消警		方 部	局長
関	口		祟	消 防 消防署統抗	局	森	田	浩	之	消企次		方 忩 務	局部長
浅	見	重	敏	消 防 警防部次身 予 防 課		増	島	幸	夫	通 セ	信 ンタ	警防 指 一長 理調	令兼
江	П	庸	介	所 沢 中消 防署	央 長	堀	口	幸	夫	所消	》 防	尺 署	東 長
鶴	島	敏	和	狭山消防署	景長	松	本	義	夫	飯消	能 防	日 署	高 長
町	田		昭	消 防 企 画 総 發 企画財政認		加	藤	孝	昭	消警警	ß	方 方 課	局部長
大河	可原	治	平	消 防 警 防 救 急 課	局部長	大	里	裕	隆	消	坊管	肖 防 理 課 署	具長
粕	谷		実	消 防 企 画 総 發 総 務 課 主									

#### 午後1時34分開会

 出席議員
 16名

 1番
 2番
 3番
 4番
 5番
 6番

 7番
 8番
 9番
 10番
 11番
 12番

 13番
 14番
 15番
 16番

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

管 理 者 副管理者 副管理者 副管理者

副管理者 消防長 消防局企画総務部長 消防局警防部長

消防局消防署統括監 消防局企画総務部次長 消防局警防部次長兼予防課長

消防局警防部通信指令センター長兼指令管理課長

所沢中央消防署長 所沢東消防署長 狭山消防署長

飯能日高消防署長 消防局企画総務部企画財政課長

消防局警防部警防課長 消防局警防部救急課長

入間消防署消防管理課長兼副署長消防局企画総務部総務課主幹

#### ◎開会及び開議の宣告

**〇野田直人議長** それでは、開会、開議の宣言を申し上げます。

ただいまの出席議員は、16名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28 年第1回埼玉西部消防組合議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

#### ◎議事日程の報告

**〇野田直人議長** 本日の議事日程については、お手元に配付してありますが、これによって 議事を進行させていただきます。

#### ◎日程第1 議会運営委員会委員長報告

**〇野田直人議長** 日程第1、議会運営委員会委員長報告を願います。

議会運営委員会委員長、石井議員。

**〇石井幸良議会運営委員長** 議会運営委員長の石井でございます。

平成28年第1回埼玉西部消防組合議会定例会の議事運営につきまして、本日議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

会期につきましては、本日1日とし、議事日程といたしましては、お手元に配付されておりますように、まず、議会運営委員の補欠選任について、続いて会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告を願います。

次に、議案第1号の公平委員会委員の選任について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。次に、議案第2号から議案第7号の条例制定及び改正について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

次に、議案第8号から議案第13号の条例制定及び改正について、提案理由の説明、質疑、 討論、採決を願います。

次に、議案第14号の条例改正について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。 次に、議案第15号の補正予算について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。 次に、議案第16号の一般会計予算について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願いま す。一般会計予算に対する議案質疑通告者は1名となっております。

最後の日程といたしまして、一般質問を行います。なお、通告者は3名となっております。 以上、概要を申し上げましたが、提出されております諸議案が日程のとおり審議の上、決 定いただけますよう、皆様に御協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

**〇野田直人議長** 以上で報告を終わります。

#### ◎日程第2 議会運営委員の補欠選任について

**〇野田直人議長** 次に、議会運営委員の補欠選任についてを議題といたします。

議会運営委員の補欠選任については、去る2月3日、猪股議員から議会運営委員を辞任したい旨の申し出が議長にあり、許可をいたしました。

後任については、委員会条例第5条第1項の規定により、5番、加賀谷議員を指名いたしましたので、御報告いたします。

#### ◎日程第3 会議録署名議員の指名

**〇野田直人議長** 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

3番 西 沢 一 郎 議員

12番 杉 山 捷 治 議員

以上2名の方を御指名いたします。

#### ◎日程第4 会期の決定

**〇野田直人議長** 日程第4、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

**〇野田直人議長** 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

#### ◎日程第5 諸般の報告

**〇野田直人議長** この際、諸般の報告を行います。

まず、議長から申し上げます。

埼玉西部消防組合一般会計に係る例月出納検査について、平成27年7月分から12月までの結果報告が、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました。また、定期監査結果について、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、同じく監査委員から報告がありました。その写しをお手元に御配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、管理者から議案の提出がありましたので、御報告いたします。 書記長に朗読させます。

#### [書記長朗読]

#### **〇荒幡書記長** 朗読いたします。

埼西消企第140号 平成28年2月10日

埼玉西部消防組合議会

議長野田直人様

埼玉西部消防組合

管理者 藤 本 正 人

埼玉西部消防組合議会付議事件について

平成28年第1回埼玉西部消防組合議会定例会に付議する事件を次のとおり提出いたします。

議案第1号 公平委員会委員の選任について

議案第2号 埼玉西部消防組合行政不服審査会条例

議案第3号 埼玉西部消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例

議案第4号 埼玉西部消防組合情報公開条例の一部を改正する条例

議案第5号 埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

議案第6号 埼玉西部消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正 する条例

議案第7号 埼玉西部消防組合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例

議案第8号 埼玉西部消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例

議案第9号 埼玉西部消防組合職員の配偶者同行休業に関する条例

議案第10号 埼玉西部消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第11号 埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正 する条例

議案第12号 埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第13号 埼玉西部消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する 条例の一部を改正する条例

議案第14号 埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例

議案第15号 平成27年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算(第2号)

議案第16号 平成28年度埼玉西部消防組合一般会計予算

以上、朗読を終わります。

**〇野田直人議長** 地方自治法第121条の規定による本定例会に議案説明のための出席者については、お手元に配付いたしました一覧表のとおりであります。

議長からの報告は終わります。

続いて、管理者から挨拶を行いたい旨申し出がありますので、これを許します。 藤本管理者。

○藤本管理者 本日ここに平成28年第1回埼玉西部消防組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては、御健勝にて御参集いただき、御提案いたしました議案について御審議いただきますことに心から厚く御礼を申し上げます。

さて、本定例会の提出議案でありますが、平成28年度の予算を初め、公平委員の選任が1件、条例の制定が3件、条例の改正が10件、補正予算が1件であります。

予算につきましては、厳しい財政状況の中で限られた財源の効率的な配分と、より効果的な消防行政の運営が図れるよう編成してありますので、よろしく御審議いただき、御議決、御同意賜りますようお願い申し上げます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

**〇野田直人議長** 以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎猪股議員謝罪について

**〇野田直人議長** ここで、6番、猪股議員より発言を求められておりますので、許可いたします。

猪股議員。

**〇猪股嘉直議員** ただいま議長より許可をいただきましたので、謝罪の発言をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

このたびは、市民の皆さん、そして議長、議運委員長を初めとして全ての議員の皆さん、 そして管理者、副管理者を初めとして西部消防組合の関係者の方々に大変御迷惑をおかけい たしましたので、まず謝罪させていただきたいと思います。

私、2月1日に公務であります議会運営委員会がありましたが、そのことを失念しておりまして、個人的な自治体問題研究所というところが主催する研修会に参加をしたいと思っておりましたので、公務の上に個人的な研修のほうを優先させたという大変甘い判断をしてしまいました。後から同僚議員から指摘をされましてわかった時点で、議会のほうには議会事務局を通じて議長と議運委員長宛てに欠席願を出したとはいえ、そういった甘い判断をしたということについては深く反省をしておりまして、大変申しわけなく思っております。

今、議長のほうからお話がありましたように、2月3日付で議会運営委員を辞任させていただきまして、今皆様方にお認めをいただいたところでございます。

今後とも残された期間ですが、消防議員として頑張っていきたいと思いますが、本当に皆様方には御迷惑をおかけいたしました。深く反省をしております。

どうもすみませんでした。

#### **〇野田直人議長** 猪股議員の発言は以上であります。

[「議事進行」と言う人あり]

#### ◎議事進行

#### **〇野田直人議長** 砂長議員。

○砂長恒夫議員 ただいま猪股議員より、去る2月1日に開催されました議会運営委員会を 私的理由で欠席したことに対しまして、委員の辞任、そしてまた謝罪の発言がございました。 委員を辞任したから、また謝罪したから、それで責任が果たせたということなんでしょうか、 この欠席問題で議会運営委員会は空転し、全員協議会にも影響を与え、また、代表者会議ま で開催され、大変な迷惑がかかったことを本当に理解されているのでしょうか。5期目の猪 股議員さんですから当然承知していると思いますが、今回の全協は平成28年度の予算を決め る大切な予算議会であり、その予算について執行部から説明の場でもありました。このよう な重大な議案を審議する説明会をも欠席されています。

この問題が2月6日付発行の産経新聞で埼玉版のトップニュースとして取り上げられました。ここにその新聞がございます。また、所沢市内で発行している家庭新聞にも報道されております。猪股議員は、その産経新聞の取材に対し、今、本人も申し上げましたが、甘い判断だった、市民に申しわけないと述べた記事が載っておりました。

猪股議員、一番迷惑がかかったのはこの消防議会の議員であり、執行部ではないでしょうか。加賀谷議員に至っては、全協の席で、狭山市の代表として猪股議員の件で謝罪もされております。この消防議会は、人口約80万人の構成市の5市から議員16名で構成されている議会でもあります。また、各市から管理者、副管理者として市長も出席している権威ある議会であります。猪股議員は狭山市議会から代表としてこの議会に来ていることの自覚もして、会派研修という個人的理由のみで議会運営委員会、そして全員協議会もすっぽかしております。さらに、産経新聞の取材に対し、研修会に申し込み時点で議運日程を忘れていた、指摘されて思い出しているにもかかわらず、研修会に参加したい思いが強かったとも平然と記者に対し述べております。指摘され、思い出したことにかかわらず、欠席したことは議会軽視も甚だしいし、議員としての見識を大いに疑います。正直、あきれ果ててあいた口がふさがりません。

ここは狭山市議会ではありません。埼玉西部消防組合議会であります。このような問題が発生したにもかかわらず、猪股議員の議会運営委員会委員の辞任と謝罪だけで見て見ぬふりを通してしまっていいのでしょうか。事実として新聞ニュースにも報道されました。市民からの反発も大いに予想されますので、対策を講ずるべきと考えております。議長の見解をお伺いしたいと思います。

#### ◎休憩の宣告

〇野田直人議長 ただいまの砂長議員の議事進行についてお答えいたします。 少し整理をさせていただきますので、1分ほど休憩をします。 休憩いたします。

午後1時51分休憩

午後1時52分再開

出席議員

16名

#### ◎再開の宣告

〇野田直人議長

再開いたします。

#### ◎議事進行

**〇野田直人議長** ただいまの砂長議員の議事進行について、議長として答弁をさせていただきます。

先ほど猪股議員におかれましては、砂長議員の議事進行の中に最も迷惑をかけているのは 消防議会あるいは執行部だという話もありました。そのことについては産経新聞におきまし ては、確かに市民の人とそういう方に迷惑をかけて申しわけなかったということを申し上げ ておりましたが、まず先ほどの謝罪をする発言の中ではそのことについては本人も触れてお ったかなと思います。

ただしかし、私自身も議会人としては、当然、砂長議員が言われたことは当たり前のことでもありますし、市民のそれぞれの地域から代表として埼玉西部消防組合議会に御出席をいただいております。私も含めて皆さんも常に襟を正して行動していかなくてはいけないと思います。私自身も今まで議員のとった行動につきましては、当日も申し上げましたが、消防議会に対する軽視であると思いますし、議員としての見識も疑いますよということは本人に思っております。今回の出来事は新聞でも、また、代表者会議でも議長として大変遺憾に思っていることを述べさせていただいたということで、砂長議員の議事進行についての答弁とさせていただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

[「議長、議事進行について」と言う人あり]

◎議事進行

**〇野田直人議長** 砂長議員。

**〇砂長恒夫議員** 再度ですが、お伺いしたいのですが、ただいま御答弁いただきましてありがとうございました。改めて議長も遺憾に思っていることがわかりました。

議長に確認事項としてお伺いしたいのですが、2月1日に会派研修から慌てて戻ってこられた猪股議員と昼休みに面談した結果について、代表者会議、議会運営委員会で報告をいただきました。代表者会議では、猪股議員には議会運営委員は辞してもらいたいこと、消防議会議員も辞してもらったほうがいいのではということ、本日の会議には出席しないで欲しいという代表者会議の意見が出たので、そのことを伝え、これに対し、猪股議員も納得したと

の報告を受けました。

問題は、消防議会議員も辞してもらったほうがいいとの代表者の意見に対し、この時点で本人が納得したのではないでしょうか。記憶力抜群の議長でもございますので、事実関係をこの場で報告していただければと思いますので、答弁をいただければと思います。

[「議長、議事進行について」と言う人あり]

#### ◎議事進行

#### **〇野田直人議長** 平井議員。

- ○平井明美議員 代表者会議ではそういう話があったという報告が今砂長議員からありましたけれども、私、議会運営委員会では議運をやめるということは了承した、今度の2月の定例会で質問と発言は控えてほしい、その2つを聞いておりますので、代表者会議と議会運営委員会の中では話が違っていたと思いますので、その点も御留意を願いたいと思います。
- **〇野田直人議長** ただいま砂長議員の議事進行、また、平井議員の議事進行をあわせて、私 議長から答弁をさせていただきます。

砂長議員のほうから、議会運営委員会、代表者会議でそのような発言があったのかについて、議長に今質問されたと思いますが、議会運営委員会の中では、議事録を私確認しておりませんけれども、今平井議員が言うような、議会運営委員会を辞してもらう、また、2月10日の議会においては発言はよしてもらいたい。代表者会議におきましては、所沢の中議員さんが代表者会議のほうは出られておりますから、代表者会議では議長をもってそのように発言をしてもらいたいという各代表からあったということは、私はその後の議事録等を見ても確認をさせていただいているところでございます。

ですから、平井議員さんが言われていることは確かかなとは思いますので、平井議員の議事進行についてはそのように私のほうは理解しておりますので。

また、砂長議員のほうから、休憩中、昼休みにどのような発言をしたかというのは、私のほうは記憶にある限りでは、猪股議員が、どなたかの委員、あるいは狭山市か、平井さんかわかりませんけれども、議長、議運の委員長は戻ってきてくださいということは言っておりませんので、議会事務局もそのことの発言をしてないということでございますから、狭山市か、所沢の平井さんのほうから言われて戻ってこられたと思います。

その中で、私議長としては、全協も開けないままおりましたから、当然、猪股議員には、 やはり軽率な行動ではなかったでしょうか。本来は議長、あるいは議運の委員長に直接、当 然他市もそうでしょうけれども、飯能市の場合はそこの一番のトップに、こういう理由でと いうことは発言をするのが当たり前なのかなと思いました。

私が猪股議員に申し上げたのは、議会運営委員会のほうについては、埼玉西部消防組合議

会の中で辞してもらいたいということは言い過ぎかどうかわかりませんけれども、言える発言なのかということで、その場で猪股議員も了解して、わかりましたと言っておられました。ただ、埼玉西部消防組合議会には狭山市から狭山市の議員さんは選出されておりますので、狭山市のほうでよく話し合いをしてもらって対応してくださいと、このように猪股議員に議長として申し上げたつもりでございます。ですから、そのときに本人は、よくわかりましたと、そういうことでその場は別れております。

砂長議員の議事進行については、そのように発言を議長としてさせていただきます。 以上でございます。

[「議長、議事進行について」と言う人あり]

#### ◎議事進行

- **〇野田直人議長** 砂長議員。
- ○砂長恒夫議員 ただいま平井議員から議事進行が入りましたけれども、私は代表者会議、 そして議会運営委員会の会議録を読んでおります。議長のほうからは、私がどうこうではな くて、今言ったのは代表者会議の委員のほうからそういったことが出ましたよということで、 その旨を伝えたという議長の議事録、両方に残っておりましたので、今そういうふうに発言 したところでございます。

間違っていたら、また後で確認していただきたいと思いますので、よろしく願います。

最後になりますけれども、猪股議員に対する今回の行動について、最後に議長にお伺いしたいのですが、私が一番驚いているのは、欠席届を出しているにもかかわらず、当日委員のどなたか知りませんが、問題が発生しているとの多分連絡が入ったのだと思います。それを知った猪股議員は慌てて戻ってこられました。研修会に参加したい思いが強かったのに、なぜ戻ってこられたのか。欠席届の意味もわかっていないようです。恐らく1枚の紙っぺらとしか思っていないのだと思います。戻ってこれたのなら、なぜ最初から出席をされなかったのか、大変理解に苦しみます。

この欠席届の扱い等を含め、先ほど議長と猪股議員との話し合いの内容報告の事実確認、 さらには狭山市議会ではこの件でどのような話し合いが行われたのか、あるいは行われてい なかったのかを含めて、我々知る権利があるのだろうと思っております。

本会議に大変影響を及ぼしてしまいますが、議長の判断で代表者会議を開いていただければと思います。

以上でございます。

○野田直人議長 3回目の砂長議員の議事進行について答弁をさせていただきます。
私のほうから、この場で正式に猪股議員との昼休みでの話し合いについては申し上げたと

おりかなとは思いますが、その関係の中で、2月5日に狭山市の市議会議長であります磯野 議長からも電話で狭山市の対応については私個人は聞かせていただいております。確かに議 運、代表者会議でもいろいろなこの関係につきましては時間を費やしたことも事実であります。また、皆さんに私のほうから何らかの形で報告をしなくてはいけないということも事実であります。ですから、今砂長議員からありましたように短時間で代表者会議を開いて終わりにしたいと思いますので、管理者、あるいは副管理者、執行部の皆さんには大変申しわけなく思っておりますけれども、ここで暫時休憩をし、代表者会議で私のほうから砂長議員の議事進行についての答弁と代表者の皆さんにここまでの経過について話をさせていただき、本会議を再開していきたいと思いますので、休憩をさせていただきたいと思います。

#### ◎休憩の宣告

**〇野田直人議長** 休憩いたします。

午後2時04分休憩

◎休憩中における退場議員

午後3時16分 6番 猪股嘉直議員

午後3時16分再開

出席議員

15名

#### ◎再開の宣告

**〇野田直人議長** 再開いたします。

#### ◎議会運営委員会委員長報告

**〇野田直人議長** ただいま議会運営委員会が開かれましたので、議会運営委員会委員長から 報告を願います。

議会運営委員会委員長、石井議員。

**〇石井幸良議会運営委員長** ただいま議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果に ついて御報告を申し上げます。

猪股議員より議長宛てに辞職願が提出されましたので、議員辞職の件を日程として追加したいと思います。

皆様の御協力をお願いいたします。

以上です。

#### ◎議事日程の追加

**〇野田直人議長** 猪股議員から辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、議員辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

**〇野田直人議長** 御異議なしと認めます。

よって、猪股議員の辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

#### ◎日程第6 猪股議員の辞職の件

**〇野田直人議長** 日程第6、猪股議員の辞職の件を議題といたします。

それでは、この件につきまして、書記長より朗読をいたさせます。

[書記長朗読]

**〇荒幡書記長** 辞職願。

私儀、一身上の都合により埼玉西部消防組合議会議員を辞職したいので、許可くださいますようお願いいたします。

平成28年2月10日、埼玉西部消防組合議会議員、猪股嘉直。

埼玉西部消防組合議会議長、野田直人様。

**〇野田直人議長** お諮りいたします。

猪股議員の辞職を許可することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

**〇野田直人議長** 御異議なしと認めます。

よって、猪股議員の辞職を許可することに決しました。

#### ◎日程第7 管理者提出議案の上程(議案第1号)

**〇野田直人議長** それでは、日程第6に入ります。

議案質疑に入る前に、一言申し上げます。

発言する方は「議長」と声をかけて挙手し発言してください。答弁者も同様にお願いします。

質疑は、内容を端的に述べられ、これに対する答弁も要点を簡明に述べられるよう、特に お願い申し上げます。

〔「議長、日程7」と言う人あり〕

**〇野田直人議長** 今、齋藤議員から注意を受けましたので、日程7に変更させていただきます。申しわけございません。

次に、議案第1号「公平委員会委員の選任について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

**〇野田直人議長** 提案理由について、藤本管理者から説明を求めます。

藤本管理者。

○藤本管理者 議案第1号「公平委員会委員の選任について」、提案理由の説明を申し上げます。

公平委員会委員、武藤 勝氏の平成28年5月19日の任期満了に伴う後任として、二見 孝 氏を選任したいので、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、この案を提出するもの であります。

所沢市の公平委員会委員でもあります二見 孝氏は、人格、識見とも高く、委員として適任と考えております。

なお、経歴等につきましては、議案書の裏面記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

**〇野田直人議長** 以上で説明を終わります。

\_\_\_\_\_

#### ○質 疑

**〇野田直人議長** これより質疑を願います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**〇野田直人議長** 質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

○計 論

**〇野田直人議長** これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**〇野田直人議長** なければ、討論を終結いたします。

\_\_\_\_\_

○採 決

**〇野田直人議長** これより採決いたします。

議案第1号「公平委員会委員の選任について」は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

**〇野田直人議長** 御異議なしと認めまして、本案は同意と決定いたしました。

#### ◎日程第8 管理者提出議案の一括議題(議案第2号~議案第7号)

○野田直人議長 次に、議案第2号「埼玉西部消防組合行政不服審査会条例」、議案第3号「埼玉西部消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例」、議案第4号「埼玉西部消防組合情報公開条例の一部を改正する条例」、議案第5号「埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」、議案第6号「埼玉西部消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」、議案第7号「埼玉西部消防組合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

**〇野田直人議長** 提案理由について、藤宮消防長から説明を願います。

-19-

藤宮消防長。

**○藤宮消防長** 行政不服審査法の全部改正に伴います関連条例の制定及び一部改正につきまして、議案第2号から議案第7号まで一括して提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第2号「埼玉西部消防組合行政不服審査会条例」でございますが、議案書の 3ページと議案資料の1ページをごらんください。

平成26年6月6日に行政不服審査法が全部改正され、平成28年4月1日から改正後の行政 不服審査法が施行されることとなりました。今回の改正は、公正性の向上、使いやすさの向 上、国民の救済手段の充実及び拡大を目的として、不服申立制度が抜本的に見直されたもの でございます。

このことを受け、本組合では、同法の規定に基づき、第三者機関として埼玉西部消防組合 行政不服審査会を設置するとともに、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるため、埼 玉西部消防組合行政不服審査会条例を制定するものでございます。

第1条では、行政不服審査法第81条第1項の規定に基づき、埼玉西部消防組合行政不服審 査会の設置について、規定しているものでございます。

第2条では、審査会の組織について規定しているもので、審査会は5人以内の委員で組織 し、委員は非常勤とするものでございます。

第3条では、審査会の委員について規定しているもので、委員は、審査会の権限に属する 事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律等に関して優れた識見を有する者のう ちから管理者が委嘱するものでございます。

また、委員の任期は2年とし、行政不服審査法第69条第8項を参照して、秘密保持義務を 課しますとともに、委員の報酬及び費用弁償は、別に条例で定めるものでございます。

第4条では、審査会の会長の職務等について、第5条では、審査会の会議の運営等について、規定しているものでございます。

第6条では、審査会の庶務は、企画総務部総務課において処理することについて、第7条では、この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定めることを規定 しているものでございます。

第8条では、審査会の委員にかかる秘密保持義務の違反に対する罰則を規定しているもので、その内容は、行政不服審査法第87条と同様でございます。

附則においては、本条例の施行期日を平成28年4月1日とし、準備行為として条例第3条 第1項の規定による審査会の委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前におい ても、同項の規定の例によりすることができることを規定しているものでございます。

次に、議案第3号「埼玉西部消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例」でございますが、議案書の9ページと議案資料の5ページをごらんください。

行政不服審査法の施行に伴い、審査請求人、参加人又は審査庁は、審理員又は行政不服審査会に対し、提出書類等の写し等の交付を求めることができることから、その事務について徴収する手数料を加えるとともに、当該手数料の免除要件について規定するものでございます。

次に、議案第4号「埼玉西部消防組合情報公開条例の一部を改正する条例」でございますが、議案書の13ページと議案資料の9ページをごらんください。

行政不服審査法が全部改正され、審理員による審理手続が導入されたことに伴い、審理手 続の公正性が向上されることとなりました。

一方、改正後の行政不服審査法では、審理員を指名しなくても審理の公正性が確保される場合には、条例に定めることで、審理員による審理手続が適用除外することができることを 定めているところでございます。

埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会では、異議申立人と処分庁の双方の主張を聴き、場合によっては対象となった公文書を検分した上で、処分庁が行った公開決定等の 適法性、妥当性についての議論及び専門的で公正かつ慎重な判断をするなど、審理員が行う 審理手続と同等以上の審理が、現に行われているところでございます。

以上のことから、埼玉西部消防組合情報公開条例に特別の定めを設け、審理員による審理 手続に関する適用除外について定め、現行の不服申立てに係る審査体制を維持すること。ま た、不服申立てが審査請求に一元化されたことから、用語の整理を行うものでございます。

次に、議案第5号「埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」でございますが、議案書の17ページと議案資料の15ページをごらんください。

行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の見直しによる条ずれが生じたことから、条例に おいて引用する部分を改正するものでございます。

また、不服申立てが審査請求に一元化されたことから、用語の整理を行うものでございます。

次に、議案第6号「埼玉西部消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」でございますが、議案書の21ページと議案資料の21ページをごらんください。

地方公務員法の一部改正及び行政不服審査法の全部改正に伴い、引用条文の一部を改正するものでございます。

改正箇所については、議案資料23ページの新旧対照表にて御説明申し上げます。

改正後の条例第3条中の第2号、第5号、第8号及び第9号については、地方公務員法の 規定に基づき改正するものでございます。

また、この改正により、改正前の条例第3条第6号中の「勤務成績の評定」を、改正後の

条例第3条第2号において「職員の人事評価の状況」に改めるものでございます。

これは、人事評価制度の導入に伴うもので、任命権者は、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で、人事評価を定期的に行うこととし、その結果を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものでございます。

次に、条例第5条第2号の改正については、行政不服審査法の全部改正に伴い「不服申立 て」を「審査請求」に改めるものでございます。

次に、議案第7号「埼玉西部消防組合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」でございますが、議案書の25ページと議案資料の25ページをごらんください。

先ほど議案第2号において御説明申し上げました埼玉西部消防組合行政不服審査会条例第 3条第7項の規定に基づき、委員の報酬及び費用弁償の額を定めるものでございます。

また、現在、本組合の非常勤の特別職職員である「救急隊指導委員」に対する報酬は、予算の範囲内で定める額としておりますが、予算執行の透明性を図る上でも、報酬額を定める必要があることから、所要の改正を行うものでございます。

行政不服審査会委員の報酬額でございますが、委員長は日額2万2,000円、委員については日額2万円とし、救急隊指導委員の報酬額につきましては、防衛医科大学校病院に勤務し、救急用自動車への搭乗による処置等及び救急隊員等に対する教育、指示、指導及び助言並びに救急活動の事後検証を行う医師については、月額6万2,000円、埼玉医科大学国際医療センターに勤務し、救急隊員等に対する教育、指示、指導及び助言並びに救急活動の事後検証を行う医師については、月額3万1,000円、防衛医科大学校病院又は埼玉医科大学国際医療センターの麻酔科に勤務し、気管挿管実習等の指導を行う医師については、月額1万6,000円と定めるものでございます。

なお、現在の救急隊指導委員への報酬額でございますが、改正案と同額でございます。 以上で、議案第2号から議案第7号までの提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

**〇野田直人議長** 以上で説明を終わります。

○質 疑

**〇野田直人議長** これより質疑を願います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**〇野田直人議長** 質疑なしと認めます。

-22-

○計 論

**〇野田直人議長** これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**〇野田直人議長** なければ、討論を終結します。

○採 決

○野田直人議長 これより議案第2号「埼玉西部消防組合行政不服審査会条例」、議案第3号「埼玉西部消防組合消防手数料条例の一部を改正する条例」、議案第4号「埼玉西部消防組合情報公開条例の一部を改正する条例」、議案第5号「埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例」、議案第6号「埼玉西部消防組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例」、議案第7号「埼玉西部消防組合非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を一括して採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

**〇野田直人議長** 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 管理者提出議案の一括議題(議案第8号~議案第13号)

○野田直人議長 次に、日程第9、議案第8号「埼玉西部消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例」、議案第9号「埼玉西部消防組合職員の配偶者同行休業に関する条例」、議案第10号「埼玉西部消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」、議案第11号「埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」、議案第12号「埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議案第13号「埼玉西部消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」についてを一括して議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

- **〇野田直人議長** 提案理由について、藤宮消防長から説明を求めます。 藤宮消防長。
- ○藤宮消防長 人事及び給与にかかわる条例の制定及び一部改正につきまして、議案第8号から議案第13号まで一括して、提案理由を御説明申し上げます。

初めに、議案第8号「埼玉西部消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例」でございますが、議案書の29ページと議案資料の29ページをごらんください。

地方公務員法の規定に基づき職員の自己啓発等休業について、条例を制定するものでございます。

自己啓発等休業は、職員が公務に関する能力の向上に資すると認められる場合において、 その職を有したまま大学等における課程の履修又は国際貢献活動のための休業、これを認め る無給の休業制度でございます。

この取得に際しましては、職員の申請に基づき任命権者が承認するということになっており、休業の期間は、大学課程等の履修であれば、原則2年を超えない範囲、また、国際貢献活動のためであれば、3年を超えない範囲となっております。

次に、議案第9号「埼玉西部消防組合職員の配偶者同行休業に関する条例」でございますが、議案書の35ページと議案資料の33ページをごらんください。

地方公務員法の規定に基づき職員の配偶者同行休業について、条例を制定するものでございます。

配偶者同行休業は、公務の運営に支障がないと認めるときは、条例で定めるところにより、 当該休業を申請した職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が外国での勤務 等により外国に住所又は居住を定めて滞在する配偶者と、当該住所又は居住において生活を ともにするための、無給の休業制度でございます。

この取得につきまして、職員の申請に基づき任命権者が承認するもので、休業の期間は3年を超えない範囲内となっておりますが、この期間内であれば延長することができるものでございます。

続きまして、本条例附則第2項において規定しております「埼玉西部消防組合職員の育児 休業等に関する条例の一部改正」について、御説明申し上げます。

改正の概要でございますが、埼玉西部消防組合職員の配偶者同行休業に関する条例を制定するに当たり、当該休業を取得した職員の代わりに任用される臨時的任用職員及び短時間勤務職員を、埼玉西部消防組合職員の育児休業等に関する条例第2条第1号及び第10条第1号に規定するものでございます。

次に、議案第10号「埼玉西部消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」でございますが、議案書の43ページと47ページ、議案資料の39ページをごらんください。

改正条例の第1条と第3条でございますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が施行され、平成27年10月から国民一人ひとりに個人番号が付番され、社会保障、税、災害対策等の分野で活用することにより、国民の利便性の向上と行政運営の効率化を図るものでございます。

本制度は、複数の行政機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための制度でありますが、一方で個人番号は、各種個人情報を正確に名寄せでき、悪用された際の危険性が一般の個人情報と比べ高いと考えられ、地方公共団体に対し手厚い保護措置を講じるよう求めております。

なお、本組合では、個人番号の独自事務を行う予定はありませんが、法の趣旨を踏まえ必要な措置を講ずることから、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、改正条例の第2条でございますが、議案書の46ページと議案資料の41ページ をごらんください。

議案第4号「埼玉西部消防組合情報公開条例の一部を改正する条例」において、御説明申し上げましたとおり、埼玉西部消防組合情報公開・個人情報保護審査会では、審理員が審理手続と同等以上の審理を現に行っていますことから、埼玉西部消防組合個人情報保護条例に特別な定めを設け、審理員による審理手続に関する適用除外について定め、現行の不服申立てに係る審査体制を維持すること。また、不服申立てが審査請求に一元化されたことから用語を改正するものでございます。

次に、議案第11号「埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」でございますが、議案書の49ページと議案資料の59ページをごらんください。

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律が、平成26年5月14日に公布され、平成28年4月1日から施行されることに伴い、条文の整備を行うとともに、現在、暦年単位として付与しています職員の年次休暇を年度単位とした付与に移行し、あわせて、同じく暦年を単位として取得期間を管理しております特別休暇の一部についても、年度を単位とした管理に移行するため、所要の改正を行うものでございます。

改正の内容につきましては、議案資料61ページの新旧対照表により御説明申し上げます。 初めに、第1条につきましては、地方公務員法の改正により引用条項にずれが生じたこと から、条文中の字句を改めるものでございます。

第13条につきましては、職員の年次休暇を年度単位とした付与に切りかえ、第15条は、暦年を単位として取得期間を管理しています特別休暇の一部を年度単位とした管理に切りかえるため、条文中の字句を改めるものでございます。

次に、議案第12号「埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」で ございますが、議案書の53ページと議案資料の65ページをごらんください。

今回の改正では、大きく分けて3点の改正点がございます。1点目が人事院勧告に伴う官 民較差の是正、2点目が地方公務員法の一部改正に伴う等級別基準職務表の制定、3点目が 行政不服審査法の全部改正に伴う引用条項の改正でございます。 初めに、1点目の「人事院勧告に伴う官民較差の是正について」でございますが、本組合の職員の給与につきましては、国や組合市などの給与制度を勘案し、その制度を策定してきたものですが、組合市をはじめ多くの団体におきましては、人事院勧告を尊重し、国家公務員の給与改定に準じた内容で改定を行っております。

人事院勧告は、社会経済全般の動向、いわゆる情勢適応の原則に基づき、民間企業の給与 の調査結果をもとに、国家公務員の給与を民間給与に均衡させることを基本として行われて おります。

平成27年8月6日、人事院は国会及び内閣に対しまして、国家公務員の給与につきまして、 民間との一人当たりの給与較差1,469円、0.36%を解消するために、若年層に重点を置きな がら、広い範囲の号俸について0.4%の引き上げを実施するよう、加えて、勤勉手当支給率 の年間0.1月分の引き上げを実施するよう勧告いたしました。

このようなことから、本組合といたしましても、厳しい社会経済状況や財政事情ではある ものの、国の改定内容や組合市などの状況等を勘案し、人事院勧告に合わせ、国に準じた改 正を行うものでございます。

以下、主な内容について御説明申し上げます。

この議案は、一般職員の給料及び勤勉手当の規定について、改正をお願いするものでございます。

今回改正となる平成27年度の給料表の改正箇所といたしましては、議案資料81ページの「平成27年度給料表」の太枠で囲ってある部分が対象となります。

これは、若年層を中心とした広い号給について引き上げる改定となっております。この資料の右下囲み太枠内をごらんください。

今回の改正の該当者は、1級から9級まで、合わせまして861人中849人が引き上げの該当となります。また、これによる給料表の平均改定率は0.4%となるものでございます。

なお、この改定を受けまして、議案資料の65ページにございます「2改正の概要、(2) 初任給」のとおり、大学卒、短大卒、及び高校卒がそれぞれ2,500円の増額となり、改定後の初任給は、大学卒で19万200円、短大卒で17万6,700円、高校卒で16万200円となるものでございます。

次に、勤勉手当につきましては、同じく「(3)勤勉手当の①平成27年度」のとおり、6 月支給分は現行どおりとし、12月支給分を0.1月引き上げ、年間の支給割合を1.6月とするも のでございます。

また、再任用職員につきましても、6月支給分は現行どおりとし、12月支給分を0.05月引き上げ、年間の支給割合を0.75月とするものでございます。

次に、議案資料66ページをごらんください。

上段の「②平成28年度以降」でございますが、年間支給割合を1.6月としたままで、6月支給分、12月支給分をともに0.8月とするものでございます。

また、再任用職員につきましては、年間支給割合を0.75月としたままで、6月支給分、12 月支給分をともに0.375月とするものでございます。

次に、2点目の「地方公務員法の一部改正に伴う等級別基準職務表の制定について」でご ざいます。

これは、平成26年6月13日に地方公務員法が一部改正され、地方公共団体は給与条例で「等級別基準職務表」を定めることとされたため、これを制定するものでございます。

本組合ではこれまで「埼玉西部消防組合職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」において定められている「等級別標準職務表」を用いてまいりましたが、本件の改正で、職務表を条例化することにより、給料表の等級別の分類の基準となる職務内容がより明確となるものでございます。

また、これとあわせて、地方公務員法の一部改正で「勤務評定」が「人事評価」と改められたことに伴い、条例中の引用条文の用語を一部改正するものでございます。

次に、3点目の「行政不服審査法の全部改正に伴う引用条項の改正について」でございます。

これは、行政不服審査法の施行に伴い、「埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例」に引用されている条項を、引用後の条項に適合させるものでございます。

続きまして、議案第13号「埼玉西部消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補 償等に関する条例の一部を改正する条例」でございますが、議案書の63ページと議案資料の 83ページをごらんください。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律、いわゆる被用者年金一元化法が平成27年10月1日から施行されたことに伴い、地方公務員災害補償法施行令について一部改正が行われました。また、平成28年1月22日には、地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が公布され、平成28年4月1日から施行されることとなりました。これらの改正を踏まえ、地方公務員災害補償法施行令の基準に伴う本組合の条例について必要な改正を行うものでございます。

改正の概要でございますが、第1条関係におきましては、条例附則第5条において、議会の議員その他非常勤の職員の公務災害による傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金の年金たる補償及び休業補償について、同一の事由により厚生年金保険法等の他の法令による障害年金、遺族年金等の社会保障給付が支給される場合は、減額調整が行われるため、併給規定について所要の改正を行うもので、本条の規定は公布の日から施行し、平成27年10月1日から適用するものでございます。

第2条におきましては、傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率の改正 に加え、休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率の改正を行うもので、ともに 調整率を0.86から0.88に改正するものでございます。

なお、本条の規定は平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上で、議案第8号から議案第13号までの提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

**〇野田直人議長** 以上で説明を終わります。

○質 疑

**〇野田直人議長** これより質疑を願います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**〇野田直人議長** 質疑なしと認めます。

○討 論

**〇野田直人議長** これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

決

**〇野田直人議長** なければ、討論を終結します。

○採

○野田直人議長 これより議案第8号「埼玉西部消防組合職員の自己啓発等休業に関する条例」、議案第9号「埼玉西部消防組合職員の配偶者同行休業に関する条例」、議案第10号「埼玉西部消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」、議案第11号「埼玉西部消防組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例」、議案第12号「埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議案第13号「埼玉西部消防組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」を一括して採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

**〇野田直人議長** 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎会議時間の延長

**〇野田直人議長** ここで、議員各位にお諮りいたします。

会議時間を延長いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

**〇野田直人議長** 御異議なしと認めまして、会議時間を延長いたします。

◎日程第10 管理者提出議案の上程(議案第14号)

次に、議案第14号「埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条 〇野田直人議長 例」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

提案理由について、藤宮消防長から説明を求めます。 〇野田直人議長

藤宮消防長。

○藤宮消防長 議案第14号「埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」につい て、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の71ページと議案資料の93ページをごらんください。

条例第39条第3号は、定員管理を目的として、劇場等における「ます席」の定員を定めて いるものですが、本来「屋外」とあるべきところが「屋内」となっておりましたので、これ を改正するものでございます。

次に、別表第3の改正について御説明申し上げます。

この表は、火を使用する設備、器具及びその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備、 器具について、その周囲の建築物や可燃物との間に保つべき火災予防上安全な距離について 定めたものですが、その内容は、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器 具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」に定められた基準を準用して おります。

本省令は平成14年に施行されてから10年以上が経過し、当初想定していなかった設備及び 器具が流通してきたことから、平成27年11月に一部が改正され、別表に定める離隔距離の追 加及び機器の種類を統合するなどの表現の整理が行われましたので、これを準用している埼 玉西部消防組合火災予防条例別表第3について所要の改正を行うものでございます。

以上で議案第14号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

**〇野田直人議長** 以上で説明を終わります。

-29-

○質 疑

**〇野田直人議長** これより質疑を願います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**〇野田直人議長** なければ、質疑を終結いたします。

\_\_\_\_\_\_

○討 論

**〇野田直人議長** これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**〇野田直人議長** なければ、討論を終結いたします。

○採 決

**〇野田直人議長** これより議案第14号「埼玉西部消防組合火災予防条例の一部を改正する条例」を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

**〇野田直人議長** 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第11 管理者提出議案の上程(議案第15号)

○野田直人議長 次に、議案第15号「平成27年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

\_\_\_\_\_

#### ○提案理由の説明

**〇野田直人議長** 提案理由について、藤宮消防長から説明を求めます。

藤宮消防長。

○藤宮消防長 議案第15号「平成27年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算(第2号)」について、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の83ページと議案資料の105ページをごらんください。

飯能日高消防署稲荷分署庁舎の建設事業につきましては、平成27年度から28年度にかけて 整備を進めております。

平成27年度は、設計業務を実施しておりますが、平成28年度に予定していました解体工事

及び庁舎機能の一時移転につきましては、工期に余裕を持たせることから、前倒しして措置いたしたく、消防施設整備事業3,722万1,000円について、歳入1款分担金及び負担金1項負担金に312万1,000円、6款組合債1項組合債に3,410万円を増額するとともに、歳出3款消防費1項常備消防費に3,722万1,000円を増額するものでございます。

なお、第2表繰越明許費につきましては、本年度中の稲荷分署解体工事の完了が困難でありますことから、15節工事請負費3,413万9,000円について繰越明許をお願いするものでございます。

以上で議案第15号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

**〇野田直人議長** 以上で説明を終わります。

○質 疑

**〇野田直人議長** これより質疑を願います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**〇野田直人議長** なければ、質疑を終結いたします。

\_\_\_\_\_

○討 論

**〇野田直人議長** これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**〇野田直人議長** なければ、討論を終結いたします。

\_\_\_\_\_

○採 決

**○野田直人議長** これより議案第15号「平成27年度埼玉西部消防組合一般会計補正予算(第 2号)」を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

**〇野田直人議長** 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第12 管理者提出議案の上程(議案第16号)

**〇野田直人議長** 次に、議案第16号「平成28年度埼玉西部消防組合一般会計予算」を議題といたします。

\_\_\_\_\_

#### ○提案理由の説明

**〇野田直人議長** 提案理由について、藤宮消防長から説明を求めます。

藤宮消防長。

○藤宮消防長 議案第16号「平成28年度埼玉西部消防組合一般会計予算」について提案理由 を御説明申し上げます。

初めに、別添えの「平成28年度埼玉西部消防組合一般会計予算」の1ページをごらんください。

第1条 歳入歳出予算でありますが、歳入歳出の総額は、歳入歳出それぞれ102億1,234万5,000円となります。歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、2ページ及び3ページ「第1表 歳入歳出予算」のとおりでございます。

第2条 地方債でありますが、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法につきましては、4ページ「第2表 地方債」のとおりで、限度額の総額は、6億9,120万円となります。

第3条 一時借入金であります。借入れの最高額は5億円でございます。

次に、議案資料109ページからの「平成28年度埼玉西部消防組合当初予算案について」に 基づき御説明申し上げます。

113ページをごらんください。

平成28年度は、7個の事務事業を重点事業と位置づけて予算を編成しています。

115ページをごらんください。

平成28年度歳入歳出予算額は、前年度と比較し1億4,696万9,000円の減額となっています。この主な要因といたしましては、消防施設整備事業2億3,317万円の増額、元金償還金1億2,261万3,000円の増額、広域応援体制整備事業9,010万9,000円の増額及び救急車両更新事業3,145万5,000円の増額に対して、人件費5,539万7,000円の減額、車両更新整備事業1億759万6,000円の減額、消防救急無線デジタル化事業4億4,516万6,000円の減額によるものでございます。

次に、118ページの「事業別の予算額」をごらんください。

こちらの表は、本組合の全事業を歳出科目・目別に分類し、各事業費を消防局と消防署ご とに示したものでございます。

次に、119ページをごらんください。

各事業のうち、平成28年度の主な事業内容等について御説明申し上げます。

議会運営事業につきましては、議会に要する経費及び隔年で実施する行政視察に要する経

費を予算計上しております。

人件費につきましては、5,539万7,000円の減額となっております。この主な要因といたしましては、負担金率の引き下げが予定されている埼玉県市町村総合事務組合退職手当負担金5,359万5,000円の減額が大きく影響しているものでございます。

次に、121ページをごらんください。

職員研修事業につきましては、埼玉県消防学校及び消防大学校への入校経費、職員の資格 取得に係る経費を計上しております。

車両更新整備事業につきましては、第一線車両として、所沢中央消防署三ケ島分署、狭山 消防署、飯能日高消防署吾野分署及び高萩分署の消防ポンプ自動車、狭山消防署の指揮車、 飯能日高消防署の小型動力ポンプ付水槽車、所沢東消防署及び藤沢分署の査察車を更新しま す。

なお、狭山消防署の消防ポンプ自動車につきましては、国庫補助金制度を活用し経費の節減を図る予定でございます。

次に、123ページをごらんください。

消防活動事業につきましては、平成28年度から教育訓練事業を消防活動事業に統合し経費を計上しています。

広域応援体制整備事業につきましては、緊急消防援助隊埼玉県受援計画における飯能日高 消防署の飛行場外離着陸場及び大規模災害時における救助活動拠点の必要性から自家用給油 施設を整備します。

なお、同事業の整備につきましては、平成28年度までの期限である緊急防災・減災事業債 を活用するものでございます。

次に、124ページをごらんください。

救急車両更新事業につきましては、所沢東消防署、入間消防署西武分署及び飯能日高消防 署稲荷分署の高規格救急自動車を更新します。

次に、126ページをごらんください。

消防救急無線デジタル化事業につきましては、平成25年度から3年間で整備してきました 消防救急無線のデジタル化に伴い、既存アナログ設備の撤去費用を計上しております。

消防施設整備事業につきましては、所沢市の単独負担金により所沢中央消防署の消防防災 用地を整備します。

また、飯能市の単独負担金により平成27年度、28年度の2年間で整備しています飯能日高 消防署稲荷分署につきましては、庁舎建設の事業費として、2億6,153万1,000円を計上して おり、緊急防災・減災事業債を活用するものでございます。

次に、127ページをごらんください。

消防施設管理事業につきましては、狭山消防署水野分署の屋上防水及び空調設備改修工事、 入間消防署西武分署の外構工事、飯能日高消防署日高分署の空調機工事を行います。

以上で議案第16号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

**〇野田直人議長** 以上で説明を終わります。

○質 疑

**〇野田直人議長** これより質疑を願います。

西沢議員。

**○西沢一郎議員** それでは、私のほうから、議案第16号「平成28年度埼玉西部消防組合一般会計予算」の関係から2点質疑をさせていただきます。

まず初めに、3款1項4目、予算書の41ページ、議案資料では112ページになりますけれども、8、消防水利整備事業の中の消火栓維持管理費負担金についてお伺いいたします。

これは41ページには所沢市の維持管理費負担金に1,500万円、また、43ページには入間市の負担金2,066万円、狭山市分も766万円等計上されていますけれども、市域の広さとか構成市の人口とは逆に、入間市が所沢市よりやや多い予算編成になっております。これは27年度の予算編成もこのような形だったんですけれども、恐らくこういうふうに予算が異なってくるというのは消火栓の数とか消火栓の大きさや形状が異なりますので、さまざまな要因が考えられますけれども、まず初めにお伺いしたいのは、この消火栓の工事箇所数、これがどのくらいなのかということと、1カ所当たりの工事費の経費の平均単価、これをお示しいただきたいと思います。

2点目には、次に同じ3款1項ですが、今度は8目になります。予算書でいうと81ページ、 先ほど説明がありました所沢消防防災用地整備事業の用地購入費、議案資料の125ページに 載っています中央消防署の消防防災用地の整備ということで1億1,700万円が計上されてお ります。これの具体的な購入場所ですね、用地購入だと思いますけれども、これと広さにつ いて、この2点お示しをいただきたいと思います。

以上で1回目の質疑とさせていただきます。

- **〇野田直人議長** ただいまの質疑に対し、答弁を求めます。 植野警防部長。
- **〇植野警防部長** お答えいたします。

消防水利整備事業費には消火栓設置費負担金、及び消火栓維持管理費負担金がございます。 初めに、消火栓設置費負担金ですが、これは道路拡張や上水道の延長に伴い新たに消火栓 を設置するための負担金でございます。設置基数は構成5市の水道事業者ごとにそれぞれ異 なりますが、構成5市の設置予定数を合計いたしますと116基となります。新設消火栓1基 当たりの設置費用は、設置場所や取り付け水道管の口径等により異なりますが、平均します とおよそ55万円程度となります。

次に、消火栓維持管理費負担金でございますが、これは既存消火栓の補修修繕に係る費用 でございます。

消火栓の設置場所は水道管が道路に沿って埋設されていることから車道上であることが少なくありません。この場合、消火栓は強固な金蓋及びコンクリート製のボックスにより埋設設置しておりますが、たび重なる車両の往来によりまして蓋のがたつきやボックス枠の陥没などが起こり、状況に応じた修理が必要となります。その工事内容につきましては、ふたの交換、ボックスのかさ上げ、本体装置の交換、さらには敷設がえなどそれぞれに費用が異なります。また、計画的な修繕でない突発的な修繕につきましては、予想が難しい状況でございます。これらのことから、各水道事業者と前年度実績等をもとに今協議調整を行い、負担金計画を決定しているところでございます。

以上でございます。

**〇野田直人議長** 次に、答弁願います。

田島企画総務部長。

〇田島企画総務部長 お答えいたします。

所沢消防防災用地の場所についてでございますが、所沢市けやき台一丁目8番10号及び11号の2筆でありまして、ここの庁舎北側に位置します砂利敷き駐車場の東側半面となります。面積は495平方メートルで、現在は水防活動で使用します土のうの保管場所、消防活動用資機材等を保管するための倉庫を設置しております。また、来場者及び交代勤務者の駐車場としても使用している状況でございます。

以上でございます。

- **〇野田直人議長** 西沢議員。
- **〇西沢一郎議員** ありがとうございました。

それでは、2回目、消火栓維持管理費負担金、消防水利整備事業ですけれども、これは第 1次埼玉西部消防組合の総合計画の中にも、消防水利の整備についてはこれから国の基準に 従いながら消防水利の整備を進めますというふうに記載がされております。しかし、これは 単独負担金ということもありまして、なかなか構成市のほうとの調整を重ねながら整備して いかなければいけないという状況があるのかなと思います。

ただ、消防組合としても消防活動をする上でどうしてもここに消防水利を確保していかなければいけないというような事情もあろうかと思いますので、具体的にはこの辺の整備に当たっては構成市とどのような調整を行っているかをお示しいただきたいと思います。

それから、もう1点の消防防災用地ですが、我々がいつもとめている駐車場なのかなと思ったのですが、ここも借地であったとお伺いしていたのですけれども、これの借地料の今までの平米単価はどのくらいで借りていたのかということと、今回購入に至った理由、これについてお示しいただきたいと思います。

**〇野田直人議長** 答弁願います。

植野警防部長。

**〇植野警防部長** お答えいたします。

消火栓の整備につきましては、「国の定める消防水利の基準及び管内の水利事情を勘案した整備推進」を目的といたしまして、埼玉西部消防組合消防水利整備計画を策定し、現在の消防水利充足率は78%でございます。平成36年までに80%以上とすることを目標としております。この計画に基づきまして各消防署では個別に計画を定めまして、管轄する構成市の担当部局と開発行為等に伴う設置指導や消火栓の設置維持管理事業について連携を図りながら整備を進めているところでございます。

以上でございます。

**〇野田直人議長** 次に、答弁願います。

田島企画総務部長。

〇田島企画総務部長 お答えいたします。

現在の土地借料は1平方メートル当たり月額250円の割合による月額12万3,750円でございまして、今年度の総額は148万5,000円となっております。

次に、土地購入の経緯についてでございますが、現在、この所沢中央消防署及び所沢東消防署管内には消防活動用資機材や防災用資機材を集中的かつ機能的に保管できる倉庫がなく、 資機材の保管及び運用面において苦慮している状況にありますことから、新たに防災倉庫を 整備するための用地として取得するものでございます。

以上でございます。

- **〇野田直人議長** 西沢議員。
- ○西沢一郎議員 それでは、3回目に1個だけお伺いしたいのですが、恐らく消火栓の維持管理の負担金というのは構成市5市でそれぞれ異なっているのではないかと思うんですけれども、これの工事費用なんかの平準化というのはどのような課題として受けとめるのか、平準化を行うことができるのかについてお伺いしたいと思います。
- **〇野田直人議長** 答弁願います。

田島企画総務部長。

〇田島企画総務部長 お答えします。

消防水利整備事業における消火栓関係の業務につきましては、各構成市の公営企業会計に

係る固有の事業であることから、他の消防費のように共通負担金ではなく、各市の水道事業 に係る計画に基づき算出された予算額を単独負担金として計上し、組合運営しているところ でございます。

この事業は当組合消防費の一般会計予算として計上しておりますが、各市の水道事業会計とも大きく関連していることから、負担金の平準化については困難であると考えております。 以上でございます。

**〇野田直人議長** 以上で、西沢議員の質疑は終了いたしました。

他に質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**〇野田直人議長** なければ、質疑を終結いたします。

○討 論

**〇野田直人議長** これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**〇野田直人議長** なければ、討論を終結いたします。

\_\_\_\_\_

○採 決

**〇野田直人議長** これより議案第16号「平成28年度埼玉西部消防組合一般会計予算」を採決します。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

**〇野田直人議長** 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎休憩の宣告

**〇野田直人議長** ここで休憩をとりまして、この時計で40分から再開させていただきます。 休憩します。

午後4時28分休憩

午後4時41分再開

出席議員

15名

#### ◎再開の宣告

〇野田直人議長

再開します。

#### ◎日程第13 一般質問

〇野田直人議長

これより一般質問に入ります。

[「議長、議事進行をお願いしたい」と言う人あり]

### ◎議事進行

**〇野田直人議長** 齋藤議員。

○齋藤忠芳議員 一般質問に際しまして、非常に重要な案件ですから、この一般質問に入る前に少し取り上げさせていただきまして、議事進行させていただきます。

私の手元に、平成27年第2回定例会、この会議録が配られて、先日から何度も何度も読み返しております。これを見まして、実はさきの7月31日の議会の一般質問において、所沢市選出議員の1番議員の一般質問の中が、何度読み返しても、やはり現実の問題として、公僕たる議員ですから、職員は当然公務員として議会で正しい答弁をしなければいけない、これは当たり前のことだと思うんですけれども、その中で、正しい答弁をしているにもかかわらず、1番議員は何度も何度もしつこく、火災現場へ到着した時間とか、そういうものがあたかも不正であるがごとく答弁をされているというような質問を非常に失礼なくらいされておりました。本人はそのように自覚しているのですから、仕方ありませんけれども、事実職員がそんなうそをつくわけはございません。この議会の場で、何時何分到着して、入電してから何分後に着いていますという答弁を何度もしているんですけれども、その中で、それは間違っている、市民の言っていることと違うとか、そのような質問がなされております。

その内容について、議会が終わってしまっていますので、このような永久保存の文書として完結してしまって、私はやはり議員としてこのようなものが永久に残ってしまった、これは今訂正することはできませんので、この内容が会議録に載ってしまったことについて、議長はどのように考えていらっしゃるのか、野田議長にまずお伺いしたいと思います。

**〇野田直人議長** ただいまの齋藤議員の議事進行について、お答えしたいと思います。

齋藤議員の言われていることについてはおよそわかるのですけれども、再度、抽象的に言われているので、もう少し具体的に文書を読むなりして発言していただければありがたいかなと思います。

齋藤議員。

○齋藤忠芳議員 1番議員の一般質問では、6月9日の火曜日、午前6時20分、所沢市荒幡地区の2階建ての住宅から出火されたということに関して質問されているんですけれども、その中で、要するに「私も人の話だけではいけないなと思って、現地に行って第一通報者の方とお会いしました。第一発見者が2人いたのです。そこでお会いした話ですと――今の話ですと8分くらいで着いているなという感じは、ここにも資料がありますけれども、6時38分に覚知時間というのですか、通報が入って、その8分後には着いているというようになっています。8分ではもう既に遅いですよね。この吾妻保育園のそばには山口分署があって、3分くらいのところですぐ来れる場所なんですね。それなのに8分経過しているね、遅いねという話がありましたけれども、実際に私もヒアリングをしました。名前を出してもいいとおっしゃいましたけれども、その方はHさんといいます。Hさんはいつも朝犬の散歩に行くそうです。犬の散歩をして帰ってきて、前のKさんとお話をしていたら、燃えたお家からぼっと煙が出て、「あっ、火事よ」という2人の会話になって、私がやるわということでKさんがまず第一通報しました。それで固定電話から電話をしているんですね。固定電話の場合には場所がすぐ確定できないというふうに伺いました。それで外へ出て……」

[「確定できる」と言う人あり]

○齋藤忠芳議員 そういうふうな形で、ずっと何を質問しようが議員としていいということではないのですけれども、要は職員が信用できないというような形のことで質問されているんですけれども……

[「議長、議事進行について」と言う人あり]

○齋藤忠芳議員 そんな中で、何分、何分というのを、自分の主観、これが正しいというふうに思い込んでいらっしゃるみたいなんですけれども、その辺をはっきりと職員は時間を決めて何分、何分というように答えているんです。ただそれも信用できないと。そのような形で答弁されたものが、質問者との意見の違いが当然出ているんですけれども、そこで議長、どのように考えられているのか、この時間というもののずれ、それがあたかも正しいか正しくないかというのは、我々は議会のことを信用するしかないのですけれども、そのことを信用しない人の議論が載って、このまま永久に保存されてしまう。これについて私はどうかということを、議長にお伺いしたいと思います。

[「議長、議事進行について」と言う人あり]

## ◎議事進行

**〇野田直人議長** 答弁前に、平井議員からも議事進行がきましたので。 平井議員。 ○平井明美議員 今の齋藤議員さんの議事進行なんですけれども、大体議会というのは一事不再議、1回終わったものを繰り返し、繰り返し、そのような形で解決したものをやってはいけないというルールがありまして、1回既に会議録に載っているものをまたわざわざそうやって持ち出して問題にするということ自体が議会のルールを踏みにじっていると私は思います。

それから、今の齋藤議員さんの質問に対してですけれども、私は住民から聞いた話をここで話しているだけであって、別に職員のことをうそだと言ったり、事実はないと言ったことはございませんので、よく御理解いただきたいと思います。

**〇野田直人議長** まず、平井議員に議長の点から申し上げますと、議事進行というのは議長 に対して議事進行でございますので、齋藤議員といろいろそこの場で、議長に……

[「失礼しました」と言う人あり]

**〇野田直人議長** 議長に何を求めているかというのが議事進行ですから、何を言われている かちっともわからない。

どうぞ、議事進行、議長に対して議事進行で。

- **〇平井明美議員** 一事不再議で既にもう決着がついている問題を議長にすること自体が……
- **〇野田直人議長** 議長と言って、いやいや、だからおかしいのではなくて、議長に議事進行 をかけているわけですから、私が答弁できるように再度議事進行してください。 平井議員。
- **〇平井明美議員** それでは、議長の発言を聞いてから、また議事進行をかけます。
- **〇野田直人議長** まず、齋藤議員の議事進行についてお答えをします。

議長とすれば、確かに今齋藤議員がおっしゃるように議事録にそういうものが載ってしまった、その当時の議長は私でございます。

前回の議会を思い出しますと、平井議員から議事進行がかかったと思います。関口統括監のほうに消防長を通じて埼西消指管第20号という、そういう文書を議会が終わった後に、それが正式なものだということで皆さん理解してもらいたいということで、議長名で各消防議会の議員に配布をさせていただきました。確かに会議録に載ったことについては、議長、どういうふうに思いますかということについては、その件についてはどうにもならないのかもしれませんけれども、その後、藤宮消防長から私宛てにこういう事実関係がありましたということの報告がありましたので、そのことについて各議員に全部配布をさせていただいたことによって、そのことについて大変申しわけないけれども、解決しているのかなというように議長としては申し上げたい。議長の見解はどうですかと言われたので、そういうことで御理解をいただきたい。その当時、私の議長としての発言は、職員がこういう時間を、一部始終、統括監が発表されたことを全て正しいと私は思っていますよということで理解を求めた、

そのように御理解をまずしていただければなと思いますけれども。

[「議長、議事進行」と言う人あり]

#### ◎議事進行

- **〇野田直人議長** 齋藤議員。
- ○齋藤忠芳議員 私、よその市議会のことなので余りここで取り上げるものではないかなと思うんですけれども、議長の所属していらっしゃる飯能市議会でこの関係で何かすったもんだしたということを聞いているんですけれども、それと関連して、やはり永久に残ってしまうものがそのまま、要は今さら訂正はできないにしてもですよ、永久保存のものが後世に残す影響というものに対して、当時議長はそのときに統括監から配らせた資料で皆さん納得しているということなんですけれども、この資料を見るからに、そういうことについての解決策にはならないと思うんですけれども、その辺、議長という職の重みからして、1回閉じられてしまったもの、ここで正式な、一事不再議どうのこうのと言った人がいますけれども、そういう話をしているのではなくて、議長としてリーダーですから、それも大きな社会問題化するような内容になっていることについて、再度見解を求めたいと思います。

#### ◎休憩の宣告

**〇野田直人議長** それでは、再度の齋藤議員の議事進行についてお答えさせていただきます。 その件については大変重い案件だと思いますので、ここで休憩をさせていただいて、休憩 後に答弁をさせていただきたいと思いますけれども、よろしいですか。

それでは、休憩いたします。

午後4時53分休憩

出席議員

15名

## ◎再開の宣告

**〇野田直人議長** それでは、再開いたします。

## ◎議事進行

**〇野田直人議長** 齋藤議員の議事進行についてお答えをさせていただきます。

齋藤議員の議事進行、3回目だったでしょうか。議長としても大変重要でありますし、貴 重な議事進行であると考えております。今後議長としてもそのようなことがないように、よ く注意をしながら今後の議会運営をしていきたいと思いますので、どうか御了承願えればと 思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一般質問に入る前に一言申し上げます。

質問者におかれましては、その内容を端的に述べられ、また、これに対する答弁も要点を 簡明に述べられるよう特にお願いします。

また、本日からそちらにタイマーがございます。今回の申し合わせ事項の中で、質問、また答弁ともに30分という申し合わせ事項がありますので、質問者におかれましては答弁側が30分になった場合には打ち切りを私のほうでさせていただきますので、その点についても御了承願いながら、一般質問をしていただければと思います。

## ◎一般質問(続き)

**〇野田直人議長** それでは、お手元に配付してあります通告書のとおり、順次質問を許します。

まず、平井議員。

**〇平井明美議員** それでは、質問いたします。一問一答方式でお願いいたします。

さきの議会で私が質問しました荒幡地域の建物火災の時間経過とそれに伴う活動図というものを資料としていただきました。私自身が腑に落ちない点もありまして、再度質問しまして、今後の消防の活動に教訓としてぜひ生かしていただきたいということで、まず1点目なんですけれども、火事が発生した時点での指令について、入電が6時38分41秒、しかし、指令は6時41分40秒で、3分あります。この入電の問題はさきの議会でも指摘をしましたけれども、固定電話でありまして、固定電話は即座に地図が示されるのですけれども、3分後の出動指令は通常より遅いという声があります。その点について、このときの指令を出したときの隊員ですか、指令者は一体どこの市の方か、そのことをまず聞きたいと思います。

**〇野田直人議長** 答弁願います。

関口消防署統括監。

**〇関口消防署統括監** お答えいたします。

受付の指令につきましては旧狭山市出身の職員でございます。以上です。

○平井明美議員 つまり 職員であることがわかりました。

**〇野田直人議長** 平井議員、議長と言って進めてください。

[「議長」と言う人あり]

**〇野田直人議長** 平井議員。

○平井明美議員 つまり――職員であるということがわかりました。

これは既に初動体制の第一歩からおくれているという受けとめができるかと思います。

次なんですけれども、地図上で場所の確認はできたんだけれども、——職員であったために指令が遅かったという指摘をさせていただきます。

それから、活動図というのをいただきました。私がいただいたのは小さいので、少し大きくしてこのように持ってきましたけれども、これでも皆さんにはちょっとわからないかなと思ったんですが、私が言いたいことは地図で示したほうがわかりやすいかなと思いますので、形だけ見ていただきます。

まず、山口1は、2本のホースで、燃えている家と泡消火剤で延焼防止をしたと報告されております。2番目に到着した山口水槽はバリケードを除去し、車両進行して、65ミリホース3本を延長し、中継送水を実施とあります。山口、ここが火事ですね。わかるかな、ここが火事の現場ですね。そして山口1がここに来て、山口2はここまで来ているんです。こっちのほうまで。そして2番目に到着した山口水槽2がバリケードを除去し、車両進行して65ミリホース3本を延長して、中継送水というのですけれども、なぜこのバリケードを壊したのかがわからないのですけれども、説明をお願いします。

**○野田直人議長** 答弁願います。

関口消防署統括監。

**〇関口消防署統括監** お答えいたします。

バリケードの先に水利があるため、それを撤去したということでございます。 以上です。

- **〇野田直人議長** 平井議員。
- ○平井明美議員 これで見ますと、水利はここに書いてありますけれども、バリケードの先の荒幡27-4のN宅となっているんです。私このいただいた活動図ではN宅がわからないので、拡大コピーをして見たら、随分先のほうに水利があったんです。ここがバリケードを壊

したところで、場所でいいますとこっちの先のほう、ここが燃えているところで、山口1が あって、水槽2のほうはこっちまで、地図で見えないのですね。ここまで行かないと水利が ないんですね。なぜこんな遠くまで行ったのかがわからないので、そこをお聞きします。

- **〇野田直人議長** 関口消防署統括監。
- **〇関口消防署統括監** お答えいたします。

水利部署につきましては現場周辺の地形、あるいは道路状況、水利の状況、それから、ほかの隊の活動等総合的に考慮して選定するものでございます。後着隊の部隊の進入障害を考えるということもありまして、こういった部署になったものであります。

以上でございます。

- **〇野田直人議長** 平井議員。
- ○平井明美議員 本来、山口1と山口水槽2はセットで、ペアで消火活動をするものではないのですか。後のことを考えて、最初に到着した消防自動車がそこにつかないで、どうやって水を送るのかわからないのですね。本来だったらば、山口1のそばに2が来てペアでもって活動すると伺っていますけれども、なぜこんな離れたところまで行ったのかがわからないのですけれども、ここに乗っていた部隊というのはどこの市の職員でしょうか。
- **〇野田直人議長** 答弁願います。

関口消防署統括監。

**〇関口消防署統括監** 山口分署隊の全ての職員、旧所属の職員が乗っております。また、運転する者もベテランの運転手というふうに聞いております。

以上でございます。

- **〇野田直人議長** 平井議員。
- **〇平井明美議員** 山口水槽に乗っていた職員の皆さんは私が聞くところによりますと救急隊 ということを聞いておりますけれども、そうでしょうか。
- **〇野田直人議長** 答弁願います。

関口消防署統括監。

**○関口消防署統括監** そのとおりでございます。 以上でございます。

- **〇野田直人議長** 平井議員。
- ○平井明美議員 救急援助をする方と消火活動をする方はやはり違うと思うんです。訓練も違うし、そこで少しこんなふうな形で、本来だったらば山口水槽1にすぐ行って送水しなければならないのに遠くまで行っちゃって、遠くの位置まで行って水利を見つけたと、私もなぜここに来るのかな、ここに消火栓があるのかしらと思ったんですけれども、消火栓はこことすぐそばにあるんですね。ここまで行かなくても、この地図から落ちるところまで行かな

くても、すぐそばにあったんですね。

ちょっとお聞きしますけれども、本来だったらば、山口1と山口水槽1は一緒に消火活動をするものと理解してよろしいですか、本来であれば。

**〇野田直人議長** 答弁願います。

関口消防署統括監。

- **〇関口消防署統括監** 一緒に活動するものでございます。事実一緒に活動しております。 以上でございます。
- **〇野田直人議長** 平井議員。
- ○平井明美議員 一緒に活動してないことを今指摘しております。本来であったらば、山口1のそばにいて一緒に水を送らなければいけないのに、山口水槽1は報告書にはN宅と書いてありますけれども、そこまで行って、200メートルくらい先ですよね。そこまで行って、バリケードを壊して、そういった時間の誤差もありますけれども、そういった点についてはどうお考えでしょうか。
- **〇野田直人議長** 答弁願います。

関口消防署統括監。

○関口消防署統括監 山口分署の消防隊の活動につきましては、水槽付ポンプ自動車、これにつきましては後着部隊の障害にならないように広い道路に駐車したものでございます。そこから最も近い消火栓にホースを延長しまして給水、そして山口分署のポンプ車に中継の送水をしております。これによりまして、山口分署の水槽ポンプ車の目的でございますけれども、消防ポンプ車への送水、また、放水が途切れる前に中継ができました。適切な行動であったというふうに考えております。

以上でございます。

- **〇野田直人議長** 平井議員。
- ○平井明美議員 山口水槽は600リットルと書いてありますけれども、水600リットルというのは何分くらいで放水できるものでしょうか。
- **〇野田直人議長** 答弁願います。

関口消防署統括監。

**〇関口消防署統括監** お答えいたします。

山口水槽につきましては1,500リットル水を持っております。600リットル以上でございます。

- **〇野田直人議長** 平井議員。
- **〇平井明美議員** ですから、それで何分くらい放水、消火活動できるものなんですか。
- **〇野田直人議長** 答弁願います。

関口消防署統括監。

**〇関口消防署統括監** お答えいたします。

山口分署の消防ポンプ自動車は600リットルの水を放水しておりますけれども、この山口のポンプにつきましてはキャフス(CAFS)という装置、これは泡発泡倍数により放水するものでございますけれども、通常であれば5分、最大10分強の放水が可能でございます。 以上です。

- **〇野田直人議長** 平井議員。
- ○平井明美議員 私も別に皆さんのことを責めているわけではないのですけれども、正確な報告をしていただきたいのですけれども、600リットルだと大体水だけだと1分で終わってしまうと聞きました。キャフスをしても、キャフスをすると泡が入るので確かに時間は延びます。5倍から6倍に延びるということも聞きました。

それで延焼防止は5分後になっているんですけれども、先ほど答弁されたのとちょっと違ってきますよね。5分から10分で1,500リットルを、キャフスを入れて5分から10分と言いますけれども、5分で延焼防止ということを報告書に書いてあるんですけれども、その誤差についてはどう考えていますか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。

## ◎休憩の宣告

**〇野田直人議長** 休憩します。

午後5時18分休憩

午後5時18分再開

出席議員

15名

## ◎再開の宣告

**〇野田直人議長** 再開します。

## ◎一般質問 (続き)

- **〇野田直人議長** 関口消防署統括監。
- **〇関口消防署統括監** お答えいたします。

この火災につきましては、先着であります山口分署の消防ポンプ自動車が到着したときに既に出火建物の1階、2階とも炎に包まれて激しく延焼しております。東側と南側に隣接する住宅に延焼の危険がありました。山口分署のポンプ自動車は延焼防止箇所以外、泡消火剤を使用した延焼防止活動を実施しておりましたけれども、所沢中央消防署の指揮隊が到着した直後に出火建物2階部分が崩壊したものでございます。これによりまして出火建物の高さは低くなり、隣接する建物への延焼危険が低下したもので、消防力優先という判断をしたものでございます。

**〇野田直人議長** ちょっといいですか。

消防署統括監、平井議員は600が、私が調べたら1分でそれは放水し切っちゃっていると言っているわけです。統括監が5分か10分かかるというのだから、正しいことを、何がどうなるではなくて、聞いて、600だったら1分だと言っているのだから、違うのだったら違う、こうですよということを具体的に言ってくれればいいわけ。

関口消防署統括監。

**〇関口消防署統括監** お答えします。

600リッターにつきましてはキャフスという泡装置がついていますので、5分、最大10分もちます。そういった計算でございます。

以上です。

- **〇野田直人議長** 平井議員。
- ○平井明美議員 5分から10分ですね、泡で。さっきおっしゃいましたように、着いたときは2階部分が崩れて最盛期、最盛期に、皆さん方は専門家でいらっしゃいます。私聞きたいのですけれども、泡というのは火力が強いと飛んでしまうので水でないと消せないのですね。泡で5分から10分で延焼防止ができるかどうかという点を聞いているんです。
- **〇野田直人議長** 答弁願います。

関口消防署統括監。

- **○関口消防署統括監** 延焼防止に使ったものでございます。 以上です。
- **〇野田直人議長** 平井議員。
- ○平井明美議員 再度聞きますけれども、600リットルは1分から1分30秒しかもたない、 そして泡消火でキャフスでやったので5分から10分だと、だけれども、そのときは既に最盛 期で2階は崩れ落ちている。そういうふうにおっしゃったでしょう。それで本当に延焼防止 が5分で終わったのですかということを聞いています。報告書には5分で延焼防止になって いるんですよ。
- **〇野田直人議長** 答弁願います。

関口消防署統括監。

**○関口消防署統括監** 到着してから5分で延焼防止をしております。それは先ほど申し上げたとおりでございます。

以上です。

- **〇野田直人議長** 平井議員。
- ○平井明美議員 私は別にここでもって皆さんを追及しようというのではなくて、普通だとあれだけ燃えているところを5分で延焼防止は考えられないという現場の声もありまして、本当にそんなことでできるのであれば、あの家は、私行きましたけれども、1軒丸ごと燃えているんですね。延焼防止はほかの家に広がらないための延焼防止の時間だと思うんですけれども、普通だったら、あのくらいのお家だったら最低でも15分や20分かかるのに、この報告書を見ると5分で、しかも水は2つ使っても2,500リットルですよ。600リットルで1分しかもたなくて、最盛期であれば、泡ではなくて、水だけでなければ消すことができないのに、キャフスで、泡で使って5分で延焼防止するのが可能なんですかということを伺っていますので、その辺をきちんと答えてもらいたいのです。
- **〇野田直人議長** 答弁願います。

植野警防部長。

**〇植野警防部長** お答えいたします。

今、平井議員から、600リッターの水で、泡のキャフスを使っても5分から10分という時間で、ましてや延焼中の建物に防御ということで延焼防止ができるのかということでございますが、今回の火災につきましては、消防隊到着時に、お話にも出ておりますように最盛期、場合によって最盛期でもう2階が崩れ落ちるというような状況でございますので、我々の言う最盛期を通り越したような状況であったとも考えております。

その中で、先着隊の山口ポンプ隊が、まず現場に到着したときに、先着隊ですので、延焼 防止、当然、火勢鎮圧、火点にも放水、それから、延焼危険が大であれば、延焼防止もいた します。今回山口ポンプは、大隊長の活動方針が現着時の状況で延焼防止という活動方針も ございましたので、ポンプ隊は泡で延焼危険の大きなところに、これは外壁に泡をかけます とキャフスの泡というのはやはり木造建物への延焼、特に外壁に付着しますので、それで延 焼防止効果が大きいというようなことでキャフスの泡を使った延焼防止活動を行っておりま す。

それと水につきましては、山口水槽が少し離れたところでございますが、1.5トンの水を 積載しておりますので、その山口ポンプ隊に600リッターしか水がありませんので、時間的 な制約もございますので、まずいち早くタンク水でホースを5本延長いたしまして中継体系 をとったところでございます。それに並行しまして、消火栓のほうにホースを逆延長いたし まして、消火栓から水をタンク車のほうに補給するような活動をあわせて行いまして、その 中継については山口の600リットルの水がなくなる前に中継体系がとれて水も送水されてお りますので、この山口ポンプ車と山口の水槽車の連携については基本どおりの活動ができた ものと考えております。

以上でございます。

## **〇野田直人議長** 平井議員。

○平井明美議員 今までの答弁をまとめてみますと、固定電話からの入電した時間は6時38分41秒でしたけれども、指令を受けた職員が――方だったためにすぐには指令を出すことができなくて、3分後であったと、しかも、山口1はすぐ消火を始めたけれども、本来そばにいて一緒にやらなければならない山口水槽ポンプ車がバリケードを壊したり、ホースをつないで、この荒幡27-4のお宅まで行ってホースをつないだことによって、結局泡消火で10分放水しても、火災は最盛期だったために消火はすぐできないと、それで今お話があったように周りから消したということなんですけれども、肝心の火点の消火はどこの消防自動車がやっているのかわかりませんでした。この間の報告では、14台の消防自動車が集中したという報告でしたけれども、初期の体制がおくれたことは客観的にも私はこれは指摘できるのではないかと思っております。敏速さが命を守るという消防の原点が、広域消防になったために、人員配置とかそれぞれの訓練なども違うことから、初期消火が果たせない、この状況が荒幡の火事で示されているのではないかなと思いました。

所沢市としては、この火災の教訓として、どのような改革を行ったのか、そのことについてお聞きしたいと思います。

## **〇野田直人議長** 答弁願います。

関口消防署統括監。

## **〇関口消防署統括監** お答えいたします。

平井議員さん、先ほど旧狭山市の職員から指令がありまして、それがおくれた原因という

ことをおっしゃっていましたけれども、そういったことは全くございません。指令課にはそれぞれの所属がおりますので、おくれるということは全くございません。

それから、この火災の教訓ということでございますけれども、この火災では1名の尊い命が失われ、また5人の方がけがをされて緊急搬送されました。このことを受けとめまして、消防局といたしましては今後とも市民に対して火災予防思想の一層の普及を図りまして、住宅火災による死傷者を出さないため、住宅火災警報器の設置など、防火対策の広報に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- **〇野田直人議長** 平井議員。
- ○平井明美議員 具体的な改革が全くなかったんですけれども、今まで2カ月に1回行われていた水利の点検とか、前回私も質問しましたけれども、分署が無人化になっていたという事実もありました。無人化については常時検討していくという答弁いただきましたけれども、各分署の職員体制もきちんと体制をもう一度やり直して、無人化はないようにすることを求めて、この質問は終わります。

次にですね……

○野田直人議長 ちょっといいですか、平井議員、2に移るわけですね。議長から申し上げますけれども、どういう質問のされ方をするかわかりませんけれども、新聞で報道された以上のことはなかなかないと思いますから、その点に十分配慮しながら、質問をいただければと思います。

以上です。

**〇平井明美議員** 続きまして、1月21日付で朝日新聞に報道されました消防官管理職のセク ハラ行為ですね、これについてお伺いします。

実は3名の市議団に匿名の封筒が届いております。こういった形で名前とか全部こうして 張ってあるというか、こんな形で届いていまして、差出人はわかりません。その次に、最近 私のところにこういったやはり匿名の封書が届きまして、内容は全て職員のセクハラ問題で した。

私はこれを見まして、消防職員の方は職場委員会しかなくて、組合がないこともあって、職場内民主主義が徹底されていないのだなという問題を感じました。まず、質問としましては、このセクハラが起きたことで職場内でどのような討議が行われて、どのような改革をしたのか。しかもこの被害女性はいまだその上司のもとで働いていると思うんですけれども、女性への配慮ある措置をすべきではなかったかと思います。まず1点、その点についてお伺いします。

## ◎休憩の宣告

**〇野田直人議長** 休憩します。

午後5時30分休憩

午後5時30分再開

出席議員

15名

## ◎再開の宣告

**〇野田直人議長** 再開します。

## ◎一般質問(続き)

**〇野田直人議長** 答弁願います。

関口消防署統括監。

**〇関口消防署統括監** 先ほど平井議員さんの最後の質問についてお答えいたします。

我々消防局、火災が終われば検討会をして次に生かすということをしっかり対応しておりますので、議員さんがおっしゃるようなことはございませんので、よろしくお願いします。 以上です。

**〇野田直人議長** 答弁願います。

田島企画総務部長。

**〇田島企画総務部長** まず、職場内ミーティングという御質問に関してですが……

[「職場内民主主義です。職場内民主主義が徹底されてない、最初の質問ですよね」と言う人あり]

**〇田島企画総務部長** 職場内民主主義については、申しわけございませんが、当消防局のほうではそういった言葉でのレクチャー等は行っておりません。

ただ、今回発生したセクハラ、パワハラ等、こちらの行為についてはあってはならない行為でございますので、これを防止するために職場内研修等をしておりますし、管理職にもその旨は周知しておりますので、あともう一つは、今回の報道されたことを受けてのそういったミーティング、先ほど御質問にあったと思うんですけれども、それは一切しておりません。上から注意ということはしておりますが、今回の事案については公表対象ではないことから、特にそういったところで、特定の職場でそういったミーティングをしたような事実はございません。

以上でございます。

- **〇野田直人議長** 平井議員。
- ○平井明美議員 私の質問は、こういうことが起きた中で職場の中でお話をされたのですかと聞いたんですね。もう一つは、この女性がいまだにその上司のもとで働いているということを伺いましたので、そういった女性への配慮ある措置をすべきではなかったのですかということを聞いたのですけれども、答弁は全く違っているような気がしたんです。

**〇野田直人議長** 答弁願います。

田島企画総務部長。

- ○田島企画総務部長 後半の女性への配慮ということでございますが、先ほど申し上げたように、今回処分は公表の対象外でございまして、顔を合わせないためには、一つには人事異動という手段がございますが、この人事異動を行うことによってかえって処分者や被害職員を特定してしまうおそれがあったために、それか、被害職員への二次的被害も考えられ、被害者保護の観点から人事異動は行わなかったものでございます。加えて、さらに年度途中の異動により業務の停滞を招くおそれも懸念されたことから、人事異動は行いませんでした。
- **〇野田直人議長** 平井議員。
- **〇平井明美議員** ぜひその女性に、そこにいづらくないかということを聞いていただいて、 女性の意向を聞くくらいはできるのではないかと思うんですけれども、その点についてはど うでしょうか。
- **〇野田直人議長** 答弁願います。

田島企画総務部長。

〇田島企画総務部長 お答えいたします。

女性職員への対応でございますが、セクハラ行為の相談が寄せられた以降、今現在におきましても人事担当者によります面談を実施するなど女性職員の心身の状況の把握に努めております。また、当局において実施しております産業カウンセラーによりますメンタルヘルス相談への相談も促し、心身の不安を払拭するように努めているところでございます。

以上でございます。

- **〇野田直人議長** 平井議員。
- **〇平井明美議員** その女性に意向を聞いていただきたいという質問ですので、その点についてはぜひお願いします。

これで最後になりますけれども、所沢市では所沢市特定事業主行動計画というのがありまして、女性参画についてきちんと計画をつくっているのですね。消防のほうもこういったものをつくらなくてはいけないと思うんですけれども、これを私読んでみますと、この中に、第6項ですか、そこに所沢市の計画なんですけれども、職場優先の環境や固定的な性別役割の分担意識改革の是正の取り組みということがあるのですけれども、そこには意識啓発しか項目がないのですけれども、消防議会でもこの特定事業主行動計画をつくっているとヒアリングで聞きました。その中に消防広域における組織として、男女共同参画の視点とか女性の人権尊重を盛り込むようなことをぜひ求めていきたいのですけれども、その点について伺って質問を終わりたいのですが。

**〇野田直人議長** 答弁願います。

田島企画総務部長。

〇田島企画総務部長 お答えいたします。

消防局では、特定事業主行動計画は現在のところ策定されておりません。

平成27年9月4日に女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が公布されたことに伴いまして、法律の規定に基づき、女性の活躍に関する状況把握、課題の推進、その課題を解決するのにふさわしい数値目標と取り組みを盛り込んだ行動計画を策定することになりました。現在、行動計画の策定に向け準備を進めているところでございます。また、この行動計画とあわせまして、次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画の策定も進めているところでございます。

以上でございます。

**〇野田直人議長** 以上で、平井議員の一般質問を終了いたします。

次に、加賀谷議員、初回一括で、2回目以降一問一答ということでございます。 加賀谷議員。

**O加賀谷 勉議員** ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、5番、 加賀谷 勉、一般質問させていただきます。

今回は救急体制の拡充についてということで、この質問につきましては以前にも同じような内容の質問がございましたが、私自身、市民の方より御意見、また強い要望をいただいた内容でございますので、よろしくお願いを申し上げます。

まずは消防組合の皆様には常日ごろ住民の生命や財産を守るために命がけの任務を担われており、大変に御苦労をかけております。心より感謝を申し上げます。

平成27年度版の消防年報によりますと、こちらになりますが、平成26年中の実数になるわけでありますが、救急出場件数というのが3万4,314件、搬送人員というのが3万606人、そのうち重傷以上が2,749人ということで、今申し上げましたこの数字を見ましても、救急活動の重要さというのは非常に理解するところでございます。急病でありますとか事故や災害などで発生した重傷者を一刻も早く医師の管理下に置き、医師による救命措置を施し、大切な命を1つでも多く救うために、救急にかかわります人材でありますとか、施設設備の充実強化をすることは非常に重要だというふうに考えております。

そこで質問の1としまして、現状の救急体制における課題についてはどのように認識されておりますか、お伺いいたします。

質問の2といたしまして、救急活動を担うものとしてドクターへリがございますが、このドクターへリの運用状況、また、救急におけるドクターへリの有効性につきましてはどのように認識をされているかお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

## **〇野田直人議長** 答弁願います。

植野警防部長。

## **〇植野警防部長** お答えいたします。

初めに、現状の救急体制につきましてお答えいたします。

埼玉西部消防局では、25台の救急車を所有し、常時21台の救急車を稼働しております。

管内の医療機関といたしましては、三次救急医療機関として、防衛医科大学校病院と埼玉 医大国際医療センターに救命救急センターがございます。二次救急医療機関としましては、 所沢市に9カ所、入間市に5カ所、狭山市に5カ所、飯能市に3カ所、日高市に4カ所ございます。

救急隊が搬送する傷病者は、救命救急センターと二次医療機関、そして開業医などで構成 される初期救急医療機関に収容していただいております。

平成27年度中の救急出動件数は3万4,036件で、搬送人員は3万538人でございました。

次に、課題につきましては、高度化する救急救命処置に対応するために、救急救命士等の 救急隊員の養成とその研修、そして高齢化を背景に増加いたします救急出動件数を抑制する ために、救急車の適正利用についての普及啓発を行うことなどが課題と考えてございます。

続きまして、ドクターヘリの運用状況につきましてお答えいたします。

埼玉西部消防局が関係するドクターヘリの要請回数につきましては、平成25年中が4件、 26年中がゼロ件、27年中が2件でございます。

続いて、ドクターヘリの有効性についての認識につきまして、お答えいたします。

埼玉西部消防局がドクターヘリを要請いたしますと、医師と看護師、そして医薬品を乗せたヘリコプターが約10分程度で飛来いたしまして、災害現場近くの飛行場外離着陸場に着陸いたします。そして消防局の救急隊は重症傷病者を飛行場外離着陸場に搬送いたしまして、ドクターヘリに引き継ぎます。ドクターは、救急車内で緊急処置を行った後、ヘリコプターで傷病者を救命救急センターへ搬送いたします。

このように医師による処置が現場から開始されるために、高い救命効果があると考えておりまして、バス事故などにより多数の傷病者が発生したような事故におきましてはその有効性はさらに高まるものと考えております。

以上でございます。

#### **〇野田直人議長** 答弁は以上です。

加賀谷議員。

## **〇加賀谷 勉議員** 御答弁ありがとうございました。

現状の救急体制の課題についてということで、いわゆるメディカルコントロール体制の充 実強化という内容の御答弁をいただいたと思います。これは本当に大事な内容になってまい りますので、引き続き充実強化に十分取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

若干、私個人にかかわるといいますか、そうした内容になりますけれども、私の知人が平成21年6月に群馬県の赤城山のほうに観光で行った折に、山頂付近のお土産を売っているお店の中で体調の急変を訴えました。そのときにお店の方が非常に重篤な状況を察しまして救急要請をしたわけであります。当時群馬県のドクターへリというのはちょうど平成21年2月18日より前橋赤十字病院が基地病院となりましてドクターへリの運航が開始となったわけでありますが、まさしくこの運航開始となったドクターへリによりまして、くも膜下出血という非常に危機的な状況から一命を取りとめたという、今もちろんお元気にされているわけでありまして、こうしたお話からも、私自身もドクターへリの有効性については非常に深く認識しているところでございまして、そこで、こちらの項目につきまして2回目以降ということで一問一答の質問をさせていただきます。

ちょっと確認ということも含めてという内容になりますけれども、まず、飛行場外離着陸場というのがございますけれども、これは具体的にどのような施設になりますか。また、各市にはどのくらいあるか、お示しをいただきたいと思います。

**〇野田直人議長** 答弁願います。

植野警防部長。

**〇植野警防部長** お答えいたします。

飛行場外離着陸場は、防災対応基準による必要面積等を満たしておりませんと登録ができないものでございます。面積は、最小でも35メートル四方必要で、周囲に高さ15メートル以上の障害物がないことが条件でございます。

飛行場外離着陸場は、この基準に適合した運動場、高等学校、中学校などで、各施設に御 了承いただきまして当局管内に86カ所登録してございます。

構成市別に見ますと、所沢市が30カ所、飯能市が25カ所、日高市が13カ所、入間市が11カ 所、狭山市が7カ所でございます。

以上でございます。

- **〇野田直人議長** 加賀谷議員。
- **〇加賀谷 勉議員** ただいま各市の飛行場外離着陸場についてお示しをいただいたわけでありますが、これも確認になりますが、そのうちに中学校を指定するという各市の状況をお示しいただきたいと思います。
- **〇野田直人議長** 答弁願います。

植野警防部長。

**〇植野警防部長** お答えいたします。

中学校の数につきましては、所沢市が15校、飯能市が8校、日高市が6校、入間市と狭山 市の中学校は飛行場外離着陸場の登録はございません。

以上でございます。

- **〇野田直人議長** 加賀谷議員。
- **O加賀谷 勉議員** ドクターへりを活用するに当たっては飛行場外離着陸場が必要だということに ことであります。また飛行場外離着陸場までは当然救急等で搬送していただくということに なるわけですけれども、やはり多数の傷病者が発生する事故というのはいつ、どこで起こる かわからないという状況であります。冒頭にもちょっと申し上げさせていただきましたけれ ども、私も地元の市民の方から、ドクターへりがおりられる場所が少ないので心配だという 内容でありますが、もっとふやすことはできないのか、そうした要望を多くいただいてまい りました。よって、やはり狭山市、また入間市さんも含めて、中学校やドクターへりの離着 陸に適した運動場でありますとか公園などを飛行場外離着陸場として登録したほうがいいの ではないかというふうに考えますけれども、御見解をお願いします。
- **〇野田直人議長** 答弁願います。

植野警防部長。

**〇植野警防部長** お答えいたします。

入間市と狭山市の飛行場外離着陸場は、数は少ないものの、現在よい配置状況であるとは 考えております。しかしながら、飛行場外離着陸場の増設の要望があるということでござい ますので、飛行場外離着陸場の登録地についてさらに研究していきたいと考えております。 以上でございます。

- **〇野田直人議長** 加賀谷議員。
- **〇加賀谷 勉議員** ありがとうございました。

ともかく大切な命を救うためにも、ドクターへリの飛行場外離着陸場の登録をふやすことでありますとか、救急救命に携わる人材の育成でありますとか、その確保でありますとか、そして救急体制のさらなる充実強化を強く、強く要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

**〇野田直人議長** 以上で、加賀谷議員の一般質問を終了させていただきます。

次に、永澤議員にいくわけでございますが、ちょっとその前に、議長のほうで、先ほどの 平井議員の一般質問最後の発言で、関口消防署統括監とのやりとりの中で、平井議員のほう の発言は、——方、消防署統括監のほうで狭山市の人がそれを行ったと言われたと思いま すけれども、消防署統括監のほうは一切その出動の指示がおくれてはいない、このように言 っておりましたけれども、平井議員のほうは、——職員が指示をしたので出動の指示がお くれたということを申しながら発言をされていたと、平井議員の一般質問の始まる前に、齋藤議員からも会議録にそういうことが残るので、きちんと議長のほうで整理をしながら対応してくれということでございますので、その関係の、――職員が指示していたからおくれたということは、できれば、その関係については取り消しを求めたいと議長としては思うんですが、大変申しわけないのですが、平井議員、その件についてはいかがでしょうか。

○平井明美議員 私が質問したのは、6時38分、そのときに地図が出るのにおくれたのは地理がわからなかったからおくれたのですねということも言いましたし、そこの職員はどこの人ですかと言ったら、狭山市の職員であったということがわかったので、広域消防になってそういうことがたくさん起きていると思うんですね。ですから、そういう指摘をしただけで、別に狭山市か日高市かわかりませんけれども、そこの職員が悪いとは全く言ってないので、事実を言っているだけですので、別に取り消す必要はないかと思うんですけれども、言い方は少し変えてもいいかと思いますけれども、取り消さなくてもそこは上手にかえていただければ、いいかと思います。

[「議長、議運を開いてください」と言う人あり]

**〇野田直人議長** このことは非常に重要なことだと思いますので、今齋藤議員のほうからも 発言がありましたので、議会運営委員会を、途中でございますけれども、こういうこともあ ると思って時間延長してありますので、よろしくお願いしたいと思います。

## ◎休憩の宣告

**〇野田直人議長** 休憩いたします。

午後5時52分休憩

出席議員

15名

## ◎再開の宣告

**〇野田直人議長** それでは、再開いたします。

#### ◎発言の取り消し

**〇野田直人議長** 再開前に、先ほど齋藤議員から議会運営委員会を開いてほしいという発議 がございまして、議会運営委員会を開催させていただきました。

その中で、平井議員の最後の発言で、――職員が指令していたのでという文言が非常に 重要なことになりかねないということで、この関係につきましては議長をもって、平井議員 のほうの了解をもらいまして、ここの部分についての発言の取り消しを命じます。このよう になりましたので、各議員の皆様には御了解をいただければと思いますので、よろしくお願 いしたいと思います。

## ◎一般質問(続き)

**〇野田直人議長** それでは、引き続き一般質問を行います。

永澤議員。一問一答でございます。

**〇永澤美恵子議員** 13番、永澤美恵子です。

最後になりました。一番いい御答弁がいただければ大変ありがたいと思います。最後まで おつき合いいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

今回は、消防局が実施している防災教育の一環である応急手当の普及啓発活動について伺います。

目の前で人が倒れたときに即座に行動できる対応能力は訓練がなければできるものではありません。このような一次救命処置を身につけるためには学童期からの反復教育が有効であるとされており、北欧のノルウェーでは救命教育を幼児期から11年かけて行っており、命の尊さを学ぶとともに、目の前の病人を救える人材を育成しているとお聞きしております。その結果、突然の心臓発作等で心肺停止となった方の社会復帰率がわずか数%の日本に対し、ノルウェーでは30から40%以上と言われております。

埼玉西部消防組合5市においてもAEDの普及が進んでおり、日高市では24時間営業のコンビニエンスストア17カ所に設置されたとお聞きしております。しかし、幾らAEDが普及されても、救命処置を行える市民がいなければ宝の持ち腐れになってしまうおそれがあります。今後はAEDも含め、目の前で人が倒れたときに応急手当ができる市民を育てることこ

そが重要であり、そのためには幼少期からの反復練習が必要であります。

そこで現在、AEDも含め、幼児期から社会人に至るまでの防災教育と今後の計画についてお伺いします。

**〇野田直人議長** 答弁願います。

植野警防部長。

**〇植野警防部長** お答えいたします。

応急手当啓発活動の御質問でございますが、当消防局の応急手当普及啓発につきましては、 総務省消防庁が示した応急手当の普及啓発要綱に基づきまして、救命講習等を開催している ところでございます。

救命講習には、小学校4年生以上から受講できる90分間の救命入門コースや中学生以上から受講できる3時間の普通救命講習と8時間の上級救命講習などがございます。

平成27年中の開催状況を申し上げますと、救命入門コースが175回の開催で、受講生は4,417人、普通救命講習が415回の開催で、受講生が1万79人、上級救命講習が38回の開催で、受講生は953人でございます。

以上でございます。

**〇野田直人議長** 答弁は以上です。

永澤議員。

**〇永澤美恵子議員** 御答弁ありがとうございます。

今小学校4年生以上から受講できる救命入門コース、175回開催され、受講生が4,417人ということでしたが、この中で小学生はどのくらい受講していますでしょうか。

**〇野田直人議長** 答弁願います。

植野警防部長。

**〇植野警防部長** お答えいたします。

救命入門コースは、平成27年中に175回開催されまして、そのうち小学生を対象とした救 命入門コースは1回で、受講者数は28人でございます。

以上でございます。

- **〇野田直人議長** 永澤議員。
- ○永澤美恵子議員 せっかく小学4年生から受講できる入門コースを導入したのに、すごく 受講生が極端に少ないのは大変残念だと思います。本当に幼少期からの反復練習がいざとい うときに体が動くという、そこが私は大変重要であると考えています。小学生への講習の機 会をもっともっとふやしていきたいと考えます。小学生の受講が少ない理由と今後の計画に ついてあれば、対応についてお伺いします。
- **〇野田直人議長** 答弁願います。

植野警防部長。

**〇植野警防部長** お答えいたします。

永澤議員御指摘のとおり、小学生の受講が少ない状況でございます。救命入門コースの受講希望者の大半が中学生以上であるのが現状でございます。これにつきましては、消防といたしましてはPR不足がその一因であるのではないかと考えているところでございます。

今後は、小学校や保護者に対しまして、小学校4年生から受講できるこの救命入門コース を広くPRして、小学生を対象とした救命入門コースの開催についてもふやしていけるよう 努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

## **〇野田直人議長** 永澤議員。

○永澤美恵子議員 ありがとうございます。今までの御答弁の中で、本当に消防局が普通救命講習など年間かなりの回数、そしてたくさんの方に受講していただいているということはわかったんですけれども、その中でも救命入門コースの開催に、特に力を入れていただいて、小学生の受講者を1人でも多くふやしていただければなと思います。

それでは、最後に伺います。

各市とも今AEDの普及が進んでおり、至るところに設置されてきていますが、いざというときに使える人をふやすということが大変重要だと思います。今救命講習をたくさん開催していらっしゃるということだったのですが、でもなかなか実際にAEDを使える方がふえていないようにも感じられます。

他市で消防職員以外の人でも救命講習の指導ができるよう指導員を育成する応急手当普及 員講習に力を入れているところがあるとお聞きいたしました。この応急手当普及員講習の実 施状況についてお伺いします。

**〇野田直人議長** 答弁願います。

植野警防部長。

**〇植野警防部長** お答えいたします。

応急手当普及員講習につきましては、総務省消防庁で示している応急手当の普及啓発要綱にこの制度がございます。この制度は、18歳以上の方に3日間の講習を受講していただきまして、応急手当普及員の資格を取得してもらい、みずからが普及救命講習の指導員となり指導をしていただくものでございます。

当消防局では、広域化後に5回開催しておりまして、受講され資格を取得された方は5回で127人いらっしゃいます。

広域前から、狭山市と入間市には応急手当普及員で構成する救急ボランティアという団体 もございまして、現在も活動している状況でございます。 また、構成市の消防団員でも応急手当普及員の資格を取得していただいている方がおりまして、消防署が開催している救命講習に指導者として御協力をいただいているところでございます。消防団員以外の方々にもぜひ多く受講していただき、各事業所、学校などでも生かしていただきたいと考えております。

当消防局といたしましても、この制度を推進し、応急手当普及員の育成に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

- **〇野田直人議長** 永澤議員。
- ○永澤美恵子議員 わかりました。これから応急手当普及員をふやしていっていただくということで、ぜひとも、消防署の職員だけではなかなか今後ふえ続けていくことは大変だと思いますので、そこに応急手当普及員をますますふやして、そして学校などでも子供たちにも指導できるような、女性消防団なんかに応急手当普及員になっていただいて、そういった中で学校に伺って、そういう講習をまた子供たちの教育にも役立てていけたらいいなと思っております。

実はもう一つ、これは現在さいたま市が応急手当普及に非常に力を入れているんですね。 調べさせていただきましたら、実は埼玉西部消防局では、講習は無料なんですが、講習会で 使用するテキスト代、これが約5,000円実費負担になっています。ふやそうというときには その人からお金をもらうというのはどうかなと思っていたら、やはりさいたま市はこれが無 料なんです。ぜひともこういう点も検討していただいて、今後この裾野が、普及促進がまた 進んでいくように御助力をいただければと思いますので、このことを要望いたしまして、質 問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

**〇野田直人議長** 以上で、永澤議員の一般質問を終了いたしました。

## ◎議事日程の追加

**〇野田直人議長** お諮りいたします。

ただいま管理者から、議案第17号「埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について」が提出されました。この際これを日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

**〇野田直人議長** 御異議なしと認めまして、議案第17号を日程に追加し、議題とすることに 決しました。

## ◎休憩の宣告

**〇野田直人議長** 休憩します。

午後6時25分休憩

午後6時26分再開

出席議員

15名

#### ◎再開の宣告

**〇野田直人議長** それでは、会議を再開いたします。

## ◎日程第14 管理者提出議案の上程(議案第17号)

**〇野田直人議長** 議案第17号「埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

**〇野田直人議長** 提案理由について藤宮消防長から説明を求めます。

藤宮消防長。

○藤宮消防長 議案第17号「埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について」につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

平成27年12月24日付で埼玉県市町村総合事務組合管理者から当組合管理者宛てに「埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の名称変更等に伴う規約変更」について依頼がありました。

規約変更に係る議案の上程については、皆野・長瀞上下水道組合の名称変更等に伴う埼玉 県知事の許可が効力要件となっており、県知事から許可された旨の通知を受けたのが、招集 告示後でありましたことから、追加議案として提出するものでございます。

内容につきましては、平成28年4月1日から埼玉県市町村総合事務組合に草加八潮消防組合を加入させること、また、同日から「皆野・長瀞上下水道組合」が「皆野・長瀞下水道組合」に名称を変更することに伴う、埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについての協議でございます。

なお、参考資料として、埼玉県市町村総合事務組合規約の新旧対照表を添えておりますので、参考としていただきますようお願い申し上げます。

以上で、追加提出いたしました議案第17号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

**〇野田直人議長** 以上で説明を終わります。

\_\_\_\_\_

○質 疑

**〇野田直人議長** これより質疑を願います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**〇野田直人議長** なければ質疑を終結いたします。

○討 論

**〇野田直人議長** これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

**〇野田直人議長** なければ、討論を終結いたします。

○採 決

**〇野田直人議長** これより採決いたします。

まず、議案第17号「埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び同組合の規約変更について」は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

**〇野田直人議長** 御異議なしと認めまして、本案は原案のとおり可決されました。

◎管理者挨拶

**〇野田直人議長** ただいま管理者から挨拶を行いたい旨申し出がありましたので、これを許します。

藤本管理者。

○藤本管理者 平成28年第1回埼玉西部消防組合議会定例会の閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

本日は、御提案申し上げました全議案を原案どおり可決、御同意いただき厚く御礼を申し上げます。

いただきました御意見、御要望等につきましては、十分勘案させていただき、平成28年度 埼玉西部消防組合全署員一丸となって、より強く、より早く、より効率的に圏域市民の安 心・安全のため力を尽くしてまいります。

結びに、議員各位におかれましては、健康には十分御留意いただき、今後とも消防行政進展のため御尽力賜りますようお願い申し上げまして、閉会に当たりましての御礼の御挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

## ◎閉会の宣告

○野田直人議長 これで付議された議事は全て議了いたしましたので、会議を閉じます。 これをもって平成28年第1回埼玉西部消防組合議会定例会を閉会いたします。 本日は御苦労さまでした。

午後6時31分閉会

# 職務のため議場に出席した職員の職氏名

消防局次長(書記長) 荒幡憲作

企画財政課副主幹(書記) 黒 沢 知 那

企画財政課主査(書記) 長 岡 修一郎

企画財政課主査(書記) 大野彰

 議
 長
 野
 田
 直
 人

 署名議員
 西
 沢
 一
 郎

 署名議員
 杉
 山
 捷
 治